

---

---

**論 説**

---

---

# 不法行為における損害賠償の 目的に関する実証的研究

## — アンケート調査の統計分析

森 大 輔  
高 橋 一  
池 田 康 弘

### I. はじめに

加害者が不法行為を行った場合、訴訟では加害者に損害賠償が課されることになる。その場合の損害賠償は何のためのもの、言い換えれば損害賠償の目的は何だろうか。

第一に挙げられる目的は、損害填補である。損害填補は、被害者の救済と表現されることもあり、被害者の受けた損害に見合った分の賠償を、被害者が加害者から受け取ることによって、被害者の損害が埋め合わされるという意味である。そこでの損害には、金銭的なものもありうるし、精神的苦痛のような精神的なものもありうる（精神的な損害に対する填補を行う損害賠償は、特に慰謝料と呼ばれる）。

第二に挙げられる目的は、抑止や制裁である。抑止は、予防とも表現され、賠償責任ルールを設けておくことで将来において人々が不法行為を行うことを思いとどまらせるということである。制裁は、賠償という不利益を加害者に課すことにより加害者を罰することを指している<sup>(1)</sup>。また、関連して、被害者の報復感情の満足ということに触れられることもありうる。

これらの損害賠償の目的について、日本の法学においては見解の対立がある。一方では、損害賠償の主目的は損害填補であるという見解がある。そしてこの見解の下では、抑止や制裁は反射的・副次的利益にすぎないとされる。しかし他方で、抑止や制裁こそが損害賠償の主目的であるという見解もある。

このような、損害賠償の目的<sup>(2)</sup>の議論は、損害賠償が現実にはいかなる機能を果たしているかという、事実に関する記述にとどまるものではない。それは、損害賠償がどのような機能を果たすべきか（あるいは、果たすものとして理解すべきか）という規範的な意味を含む議論になっている。すなわちそれは、損害賠償のありうる機能の中でどれを重視すべきなのかという、規範的な選別・順序付けを行っている。そして、そのような選別・順序付けが、法制度の内容の確定に関連性を有している<sup>(3)</sup>。例えば「損害賠償の目的として抑止や制裁は損害填補よりも重視されるべきではないから、懲罰的損害賠償は認められるべきではない」といった形で、目的と損害賠償制度の中身とを関連付けて論じられるのである。

法制度の内容を考える場合、一般の人々がその法制度をどう見ているかという、いわゆる社会通念<sup>(4)</sup>が重要になることも多い。損害賠償制度については、上のように損害賠償の目的と制度の中身が密接に関連しあっているため、損害賠償の目的に関して一般の人々がどう見ているかも重要となる。本稿では、このような、損害賠償の目的と、それが損害賠償制度に与える影響について一般人がどう考えているかということ、アンケート調査のデータを統計分析することで検討する。

## II. 損害賠償の目的に関するこれまでの研究

### 1. 損害填補説と抑止・制裁説の対立

損害賠償の目的について日本で支配的な見解は、損害填補が損害賠償の主目的だというものである。抑止や制裁はそれよりも順位の劣るものとさ

れ、損害填補の反射的・副次的な効果として抑止や制裁が実現されるに過ぎないとされることも多い。

このような主張の基礎となっている考え方の1つとして、民刑峻別論と呼ばれるものがある。これは、民事と刑事を峻別し、損害填補を民事に、一方で制裁と抑止を刑事に限定する考え方である。刑事責任は社会に対する責任で、行為者に対する応報や、将来における害悪の発生の防止のためのものなのに対し、民事責任は被害者個人に対する責任で、生じた損害を填補し、加害者・被害者の公平な負担を図るものであり、このような民事と刑事の峻別が近代法の到達点として強調される<sup>(5)</sup>。

日本の最高裁判所も損害填補を主目的とする説をとっているとされる。カリフォルニア州で下された判決の承認・執行が問題となった萬世工業事件判決において、最高裁は公序良俗違反を根拠に、当該カリフォルニア州判決の懲罰的損害賠償部分の執行を拒否し、次のように述べた。

「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。もっとも、加害者に対して損害賠償義務を課することによって、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても、それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果に過ぎず、……我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられているのである<sup>(6)</sup>。」

これに対して、抑止や制裁を損害賠償の目的としてより重要視する説も主張されている<sup>(7)</sup>。この説の基礎になっている考え方の1つは、法と経

法学における最適抑止 (optimal deterrence) の考え方である (森田・小塚 2008: 13)。これは、社会厚生を最大化するような水準に加害行為を抑止すべきで、その水準は、加害行為を抑止することで得られる便益とかかる費用とを総合的に考慮して決定される、というものである。多くの場合、被害者の損害額と同額の賠償を課すことで、そのような水準の抑止が達成できることが、法と経済学の研究で示されている<sup>(8)</sup>。

抑止や制裁を損害賠償の目的として重要視する立場から、損害填補を主目的と見ることに對して、いくつかの批判がなされている。例えば第一に、損害填補は損害賠償以外の制度によっても実現されており、損害填補という点から見ると損害賠償制度はそうした制度より欠点が多い (Shavell 1987: 297)。そうした制度とは、私的保険や社会保障法などである。損害賠償制度の欠点として例えば、長い訴訟を経なければならぬことが多く、これらの制度より損害填補が迅速に行えないことが指摘されている (森田・小塚 2008: 14)。

第二に、現行の損害賠償制度は、損害填補によっては説明不可能な構造が多い (森田・小塚 2008: 14)。損害賠償の主目的が真に被害者の損害填補だとすれば、被害者が損害を被った時は常に損害賠償がなされるべきだが、現行の損害賠償制度では加害者の過失など他の要件を必要とすることが多い。このときにどのような場合に損害賠償を認め、どのような場合には認めないか、ということを説明するものこそが真の目的だと指摘されている (Kötz & Wagner 2006)。

## 2. アメリカにおける懲罰賠償制度

抑止や制裁を損害賠償の目的として重要視する立場は、アメリカから大きな影響を受けている<sup>(9)</sup>。その中でも、懲罰的損害賠償 (懲罰賠償、punitive damages) の制度は特徴的なものであることもあり、日本の損害賠償の目的についての議論をする際にも注目される。したがって以下では、アメリカにおける同制度について、その概要などを見ておくことにする。

### (1) 懲罰賠償制度の概要

懲罰賠償は、主に不法行為に対し、実際の損害を上回る賠償を課すことを認めるものである<sup>(10)</sup>。実損害を賠償する填補賠償や、実損害はほとんどないが違法行為を認定してわずかな額の賠償を課す名目的損害賠償とは別個にそれは課される<sup>(11)</sup>。

もともとはイングランドで生み出された懲罰賠償制度ではあるが、母国イギリスやその他のコモン・ロー諸国よりも、現在ではアメリカで盛んに利用されるようになってきている<sup>(12)</sup>。同国は連邦制を採用しているため州や法域によってその具体的な内容は異なるものの、多くの州や法域で、実際に懲罰賠償制度が認められている<sup>(13)</sup>。

しばしば伝えられるところから、アメリカではどのような事例にもすぐに懲罰賠償が認められるイメージがある。しかし同国においても、それが認められるのは被告の行為が異常な (outrageous) 場合に限定されている<sup>(14)</sup>。故意に他者を害する行為や、あえて他者の権利を無視したりした行為に対してのみ課され、通常の過失による不法行為などには課されない<sup>(15)</sup>。

では、誰が行為の異常性を判断して懲罰賠償責任を認定し、その額を決定するのか。アメリカでは、それは基本的に陪審の役割だとされている。当該事案が懲罰賠償を課しうる類型の事案であるか否かといった問題<sup>(16)</sup>は法律問題として裁判官が判断することになる一方、当該事案における懲罰賠償責任の有無の判断は陪審の役割である (浅香2016: 112-113)。

そして、その責任が認められた場合にその賠償額を決定するのも、やはり第一義的には陪審の役割である<sup>(17)</sup>。陪審は、被告の行為の性格、原告の損害の性質や程度、そして被告の資産などを考慮して、賠償額の算定をすることができる<sup>(18)</sup>。ただし、陪審が判断した賠償額に関しては、トライアル後の手続や上訴審において裁判官が審査を行い<sup>(19)</sup>、実際に減額調整が行われる場合もしばしば見られる<sup>(20)</sup>。

## (2) 懲罰賠償制度の目的

現在のアメリカで懲罰賠償制度の目的<sup>(21)</sup>として主張されているのが、見せしめ (exemplary) である<sup>(22)</sup>。これはさらに、懲罰 (retribution) と抑止 (deterrence) という2つに分けることができる<sup>(23)</sup>。

懲罰に関しては、文字通り、問題となっている違法行為に対する懲罰のことである<sup>(24)</sup>。被告の行為の非難性が強い場合に、それに対して実損害を超える賠償を課すことで、被告の当該行為の非難性の強さを示すのである<sup>(25)</sup>。実際に懲罰賠償は、基本的に被告の行為の非難性の強さによって課されるものとされており、単なる過失には課されない一方、他者に害を与える目的で行った行為や、他者の危険を顧みず自らの利益のためにあえて行ったような行為に対して課されうることとなっている<sup>(26)</sup>。また、懲罰賠償の額に関しても、被告行為の非難性の強さが考慮要素とされている<sup>(27)</sup>。

さらに、このように見せしめとして実損害を超えた賠償を課すことは、当該当事者に限らず、広く社会において将来同様の違法行為が行われることを抑止するという面があることも指摘されている<sup>(28)</sup>。懲罰賠償により実損害を超える多額の賠償を課すことによって、同様の違法行為で得られる利益を結果として吐き出させることを確保し、それにより広くそのような行為を思いとどまらせることになるとされているのである。

実際、こうした懲罰賠償の役割を念頭に、問題の違法行為が一般的に発見されづらい場合には、より大きな懲罰賠償が正当化されるという主張もなされている<sup>(29)</sup>。そうした場合に実損害を超える賠償を認めなければ違法行為による期待利得がプラスとなりかねず、行為者の期待利得をマイナスとして当該行為を抑止するためには、行為の批判性の強さとは関係なく、実際の損害を超えた賠償額が必要だと言われる<sup>(30)</sup>。

こうした懲罰賠償の目的に関する主張の背景には、違法行為の抑止が損害賠償制度の目的であるとの考え方がある (樋口2014)。そうした損害賠償制度の目的の下で、実損害を超える懲罰賠償を認めることにより、私人

による訴訟提起を促進して法の実現を図ろうとしているのである<sup>(31)</sup>。

### (3) 日本における懲罰賠償制度

我が国においては、実損害を超える賠償額を課す懲罰賠償制度に対し、一貫して否定的な態度がとられているというのが一般的理解である<sup>(32)</sup>（潮見2009：50-53）。こうした態度の前提にあるのは、我が国の損害賠償制度の目的は制裁や抑止ではなく損害の填補にあるという考え方である。そのため、制裁や抑止といった考えに基づく懲罰賠償制度は、我が国の法体系と整合的でないというのである。

確かに我が国においても、損害賠償に制裁的な要素を含めるべきだとの見解は古くから主張されてきた（佐伯2009：229）。また類似の主張として、薬害事件や公害事件などを契機に、違法行為を抑止する手段として、損害賠償の中でも慰謝料に制裁的な要素を含める「制裁的慰謝料」の導入も主張されてきた<sup>(33)</sup>。これは上記のような社会問題に際し、現状の刑事罰や行政による法の執行では事件の防止に不十分であるという認識の下、違法行為のやり得を防ぐという目的から、損害の填補という枠組みの中で、懲罰賠償に見られるような制裁的な要素を慰謝料という形で取り込もうとするものであった。

けれども、判例は一貫して、制裁的な要素を持った損害賠償を否定する立場をとってきた。Ⅱ. 1. で見た萬世工業事件判決は、カリフォルニア州判決の懲罰賠償部分の執行を、我が国の損害賠償制度の目的と整合しないとして拒否した。また、制裁的慰謝料についても、我が国の損害賠償制度の目的という観点から、下級審においてではあるが、同様にこれを否定する見解が示されている<sup>(34)</sup>。

さらに学説においても、懲罰賠償や制裁的慰謝料を認めることに否定的な見解が示されてきた（加藤1974：228、四宮1985：595）。それは、損害賠償制度の主な目的は損害填補にあるとの前提があったことが大きく、さらにその前提の根拠として特に主張されてきたのがⅡ. 1. でも見た民事と

刑事の峻別という考え方であった。すなわち、民事と刑事の峻別が強調され、制裁は刑事法の役割であるとして、民事に制裁的な要素を持たせることに消極的な見解が示されてきた。それだけでなく、民事において刑事手続よりも緩やかな基準によって制裁を課すことには問題がある、刑事罰に加えて民事で制裁的な賠償が課される場合二重処罰の禁止という問題がある、実損を超えた賠償額を被害者が受け取ることは棚ぼた的に被害者に利益をもたらすという問題があるなど、様々な問題点が挙げられ、懲罰賠償制度に対しては否定的な主張がなされることが多い<sup>(35)</sup>。

こうした中で実際の法改正の場面においても、懲罰賠償制度には否定的な見解が示されてきた<sup>(36)</sup>。2001年に提出された司法制度改革審議会の意見書でも、民刑峻別論に基づく我が国の法体系の調和といった観点を理由に、同制度の導入には慎重な見解が示されている（司法制度改革審議会2001：34）。

#### (4) アメリカにおける懲罰賠償制度への批判と改革

先にみたように、アメリカでは制裁と抑止という観点から懲罰賠償が広く認められており、それが私人による訴訟を通じた法の実現に重要な役割を果たしていると認識されている。そのため一般的に言って、懲罰賠償を完全に認めないといった動きは見られない<sup>(37)</sup>。

しかし、アメリカにおいても、懲罰賠償制度に対する批判は根強く見られる<sup>(38)</sup>。特に1970年代以降展開されている「不法行為改革」において、懲罰賠償もその批判の対象とされてきた<sup>(39)</sup>。

1つに、懲罰賠償制度は、社会的に有益な行為を阻害しているとして批判される。実際の損害以上の制裁を課す同制度は、過大な抑止効果をもたらすものであって、有益な行動までも抑制してしまっているという（Developments in the Law 2000：1785）。

また、高額な賠償金をもたらす懲罰賠償は、いわゆるディーブ・ポケットを有する企業をターゲットとした賠償金狙いの訴訟を誘発しており、そ



れによって企業のイノベーションを阻害しているとも主張されている。これは結局、たまたま被害を受けた原告が利益を得るだけで、被告企業、そして最終的には費用が転嫁されることとなる一般人（消費者）が、高い製品・サービスの代償を払うことになるだけだという（Developments in the Law 2000：1785）。

さらに、こうした訴訟は、そもそも被告側の責任の有無とは関係なく、単に和解金狙いの訴訟をも誘発していると主張される。懲罰賠償制度によって莫大な賠償額が認定される可能性があるため、それによる巨額な賠償を恐れる被告企業は、本来的には責任がないような場合であっても万に1つの可能性を避けるために、和解で事件を終わらせようとする<sup>(40)</sup>。このように懲罰賠償制度は責任のない被告企業に対し、和解を迫る圧力として原告側に濫用されているというのである（Developments in the Law 2000：1787）。

こうした批判を背景に、アメリカでも特に州のレベルにおいて、懲罰賠償に対し規制をかけたり制限したりする動きが見られる<sup>(41)</sup>。そうした動きの1つとして、懲罰賠償の額に対して制限をかける場合が見られる（Developments in the Law 2000：1793）。法域によって制限の方法はまちまちであるが、許容される懲罰賠償の額に金額的な上限を設定する場合や、同時に認められる填補賠償額との比率に上限を設ける場合、その両方を組み合わせる場合など、一定の範囲内に懲罰賠償の額が収まるよう制限をかける場合がある。

また、原告が実損害を超える賠償を得てしまうといういわゆる棚ぼた論に対応して、高額な賠償金目当てによる原告の訴訟提起を抑制しようとして、懲罰賠償の一部を、原告本人ではなく州政府や公的基金などに支払うようにする改革も見られる<sup>(42)</sup>（Developments in the Law 2000：1793）。立法によりそのような制度を設ける場合、そのような立法は賠償分配法（split-recovery statute）などと呼ばれる<sup>(43)</sup>。

さらに、懲罰賠償を課す際の手続についても、その強化が図られる例が

見られる。懲罰賠償の算定において認められる被告の資産額に関する証拠が、そもそもの被告の責任の有無に関する判断に予断を与えてしまう可能性があるため、填補賠償責任と懲罰賠償責任に関する事実審理を分離する改革などが行われている<sup>(44)</sup> (Developments in the Law 2000 : 1794)。

#### (5) 連邦最高裁による規制

不法行為改革という流れの中、懲罰賠償に対する批判の高まりを受けて、近年連邦最高裁もそれに一定の制約を課すようになってきている<sup>(45)</sup>。特に、州による懲罰賠償の賦課に対し<sup>(46)</sup>、連邦憲法第14修正が規定するデュー・プロセス条項を根拠に、一定の制約を課してきた<sup>(47)</sup>。

連邦最高裁は同条項により、過大で恣意的な懲罰の賦課は禁じられるとする。そのため、基本的な公平性の観念から、制裁が課される行為だけでなく制裁の大きさについても、公平な告知が必要であるという<sup>(48)</sup>。また、同条項の下、懲罰賠償を課す手続についても、刑事のような保護がなく陪審の幅広い裁量性によって偏見に基づいた判断がなされうる可能性があるといった問題点も指摘している<sup>(49)</sup>。

こうした点から連邦最高裁は、以下の3つの基準に基づき、裁判所による懲罰賠償額に関する審査を行う必要があるとしている<sup>(50)</sup>。①被告の違法行為の非難性の程度、②原告が被った実際の損害と懲罰賠償額との不均衡、③同種の違法行為に対する民事的・刑事的な制裁金と間のバランス、という基準である。

#### (6) Exxon判決と懲罰賠償制度の「真の問題」

このように連邦最高裁は、連邦憲法のデュー・プロセス条項を使い、州の懲罰賠償に一定の制限をかけてきた。しかし、一般的な問題として、懲罰賠償制度の下、過大な賠償金が課されているとの批判については否定的な見解を示している。

連邦最高裁は実証的な研究の結果を引用しながら、そもそも懲罰賠償が

課される事案の割合自体決して多いものではなく、それが激増しているとも言えないと指摘する。また懲罰賠償の絶対的な額は、時とともに増加しているものの、懲罰賠償額と填補賠償額との比率の中央値は1対1以下で安定しており、全体として過大な賠償金が課されているという主張には実証的な裏付けがないとの認識を示した<sup>(51)</sup>。

けれども、連邦最高裁は懲罰賠償について、そこに何らの問題もないという態度を採っているわけではない。同裁判所はExxon判決の中で、近年の懲罰賠償制度が抱える「真の問題」について指摘している<sup>(52)</sup>。

Exxon判決は、アラスカでのタンカー座礁による原油流出事故に起因した事件に関するものである。連邦最高裁は、海事法上採用すべき懲罰賠償制度という観点から<sup>(53)</sup>、懲罰賠償額と填補賠償額との上限比率を設定し、それは1対1の比を超えることはできないと判示した<sup>(54)</sup>。

一体なぜ連邦最高裁は、こうした上限比率を設定したのであろうか。同判決は懲罰賠償額の予測不可能性という問題を指摘した。

先に述べたように、連邦最高裁は実証的な研究データから、懲罰賠償額と填補賠償額との比率の中央値が、概ね1対1以下で安定していることを認めた。しかしその一方で同裁判所は、以下のような研究結果を引き合いに、懲罰賠償の額に大きな幅、つまりばらつきがあることを指摘した<sup>(55)</sup>。

まず、州の陪審による懲罰賠償に関する包括的な研究結果によれば、懲罰賠償額と填補賠償額との比率の中央値は0.62対1であるものの、比率の平均値を見てみると2.90対1であり、標準偏差は13.81にもものぼる。つまりこのデータによれば、外れ値においては、填補賠償の額がかすんでしまうような巨額な懲罰賠償額が課されていることになるかと指摘する。また、裁判官によって課された懲罰賠償であっても、依然としてばらつきは大きく、懲罰賠償額と填補賠償額との比率の中央値は0.66対1である一方、平均値は1.60対1であり、標準偏差は4.54である<sup>(56)</sup>。その他のデータに関しても、2001年における懲罰賠償の14%は填補賠償額の4倍以上であり、1990年代の懲罰賠償の18%は填補賠償額の3倍以上にもなっており、金銭的損害に

関しては懲罰賠償の34%が填補賠償の3倍以上にもなっているとの研究結果があると指摘した<sup>(57)</sup>。

こうした制度全体としての填補賠償に対する懲罰賠償額のばらつきを前提として、連邦最高裁は、個別の事案の間のばらつきという問題に懸念を示した。事例的 (anecdotal) な証拠に留まるとしながらも<sup>(58)</sup>、同様の事案であるにもかかわらず、それに対する懲罰賠償額に (さらには、そもそもそれを課すか否かに) ばらつきが見られるとして、一貫性の欠如という問題も指摘した<sup>(59)</sup>。

このように連邦最高裁は、実証的な研究を根拠に、過大な賠償金が課されているとの批判には否定的な見解を示す一方で、懲罰賠償額のばらつきによる責任範囲の予測困難性を、現在の懲罰賠償制度が抱える「真の問題」だとしたのであった<sup>(60)</sup>。

### Ⅲ. アンケート調査の概要

#### 1. 損害賠償制度に関するアンケート調査の先行研究

Ⅱで詳しく見た損害填補、抑止、制裁といった損害賠償の目的と、それが損害賠償制度に与える影響について一般人がどう考えているか、ということ調べるための方法としては、アンケート調査が1つの方法である。

損害賠償制度を扱うようなアンケート調査は、過去に行われたことはほとんどない。唯一確認できたのは、川島武宜を研究代表者として1969年に始められた、自動車事故の法社会学的研究を行う研究会によるものである。このアンケート調査の分析は、所・前田 (1972)、松村 (1972, 1973) で行われている。

所・前田 (1972) は、刑事事件処理において損害賠償の状況をいかに考慮すべきかということについて、法律専門家と一般人の回答を比較している。その結果、回答者は、損害賠償を払ったか否かという結果に着目する結果型、払う努力に着目する努力型、払えるのに払わない誠意のなさに着

目する誠意型、損害賠償の用意がないのに運転することに着目する不用意非難型、以上のような損害賠償の状況は刑事責任に影響を及ぼさないとする無関係型といった型に分けられるとする。そして、無関係型が最も近代法に近く、その過程が不用意非難型や努力型で、誠意型は最も遅れた型であるとし、法律専門家は一般人より相対的に進んでいるが、一般人の最も進んだ部分は平均的専門家よりも先に行っているとしている。

松村（1972, 1973）は、もし人々が民事賠償に対して怒りに基づく情緒的な態度をとっているならば、人々は意識の中においては民事賠償に刑事罰の側面を認めていることになる、という考えの下に、法律的な基準によって算出された賠償額に対する人々の満足について分析している。そして、一般人は、死亡の場合の自動車事故損害賠償について、具体的事情（「相手の運転手はひき逃げした」「相手方運転手は金持ちで、スポーツカーで遊びに行く途中だった」等）によって賠償金が多くなければ満足しなかったり少なくとも満足したりすることがあり、その一部は情緒に基づく態度で説明できる、としている。

以上のような調査が存在するが、この調査から既に40年以上という長年が経過している。またこの調査では損害賠償の目的を必ずしも直接に扱っているわけではないので、新しい調査を行う意義があるものと考えられる。

## 2. アンケート調査の内容

今回のアンケート調査では、調査票の最初に損害賠償が関係する架空のシナリオを置き、回答者はそのシナリオを読んだ上で、その後の質問に答えてもらう形式を取った（実際の調査票は本稿の末尾に付録として掲載）。シナリオに続く質問についてはⅣの分析のところで必要に応じて内容を説明することにし、ここではシナリオの概要を見ておく。

シナリオの概要は以下の通りである。30歳の男性会社員Aさんが、国産自動車メーカーB社の製造した乗用車を運転中に事故を起こした。乗用車の前輪が突然外れ、コントロールを失いガードレールに衝突したという事

故である<sup>(61)</sup>。その結果、乗用車が破損し修理に50万円かかり、Aさんは骨折し入院1ヶ月通院2ヶ月となり、治療費として計300万円かかった<sup>(62)</sup>。Aさんはこの3ヶ月間は仕事を休まざるをえずその間の給料100万円が得られなかった。事故の原因は、乗用車の前輪と車軸とをつなぐ部分の強度に設計上の問題があったことだった。B社製の乗用車でAさんと同じような事故が全国でこれまで40件起きているが、まだ民事裁判にはなっていない。Aさんは、B社に対して損害賠償の支払いを求めて民事裁判をした(裁判の費用や弁護士費用は0円とする<sup>(63)</sup>)。

また、事件の事情が異なる場合の回答者の反応の差を見るために、今回のアンケート調査票は、シナリオの異なる2つのバージョンを用意した。2つのバージョンで、シナリオのうち、上の段落で説明した部分は全く同じである。しかし、一方のバージョンのシナリオでは、製造会社の行動について、追加の説明の段落が含まれていた。それは、「製造会社は設計上の問題を知っていた」「問題を隠してリコール等の対応を行わなかった」「役所に虚偽の報告を行った」「経営者がこの件について少額の罰金刑を受けている」といった内容の段落である。1つのバージョンではこの段落がシナリオに含まれており、もう1つのバージョンではそうした段落が含まれていない。

このシナリオは、三菱自動車脱輪事件(横浜母子3人死傷事故)<sup>(64)</sup>を参考にしたものである。この事件は2002年に発生したもので、トレーラーのタイヤが外れ、歩道を歩いていた母子3人を直撃し、この3人が死亡したというものである。三菱自動車はユーザー側の整備不良が原因としたが、後に設計上の問題が発覚した。こうした問題隠しについて道路運送車両法違反で三菱自動車の副社長などに対し罰金20万円が科された。亡くなった女性の母親が民事裁判を起こし、「制裁的慰謝料」を請求した。裁判所ではこうした主張は認められなかったものの<sup>(65)</sup>、この事件は「本件は制裁的慰謝料ないし懲罰的損害賠償をわが国でも導入すべき典型的な事例」(小林2005b)と評価されている。

また、アメリカの懲罰賠償に関する事件の1つであるフォード・ピント事件<sup>(66)</sup>も参考にしている。これは、アメリカの事件で、自動車会社フォードが開発したピントという自動車に関する事件である。この自動車には、開発段階で欠陥が見つかった。しかし、フォードは、欠陥対策の費用と事故発生時に払う賠償額とを比較して、賠償を払う方が安いと判断し、そのまま欠陥を放置した。その後、ピントで欠陥による事故が起こった。ハイウェイを走行中にエンストし、後続車に追突され炎上したという事故である。運転していた男性が死亡し、同乗者が大火傷した。この事故の民事裁判中に、上記の開発段階の欠陥放置の話が発覚し、その結果、フォードに懲罰賠償が課せられることになった。

### 3. アンケート調査の方法

アンケート調査は、インターネットを介する方法により2015年1月に実施した。調査はNTTコムリサーチに依頼して行った。調査対象者は、関東地方7都県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬）に住む20代～60代のモニターであり、各県の男女人口比と年代別人口比による割り当て抽出を行った。回収目標を500として、実際の回収数は計546であった。調査票はⅢ. 2. で見たようにシナリオにより2バージョンあったが、回収目標を各バージョン250とする均等回収を行うようにした。

インターネットによるアンケート調査は、予め登録されているモニターを調査対象とすることなどから、従来の訪問面接方式などによる調査の結果と異なった結果となることも多く、代表性が強く求められるような場合には問題があるということが指摘されている（前田2009）。しかし、従来の訪問面接方式などによる調査に比べて安価でそして短期間で行うことができるという大きな利点があるため、仮説構築などの段階では便利である。また、様々な人を対象にできるため、実験的手法の利用の場として、学生を対象にした教室実験よりも優れていると言える。

## Ⅳ. アンケート調査のデータの分析

### 1. データの特徴の把握

#### (1) 賠償評価額

表 1 交通事故における慰謝料額の弁護士基準での相場

	入院	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月
通院		53	101	145	184	217	244	266	284	297	306
1ヶ月	28	77	122	162	199	228	252	274	291	303	311
2ヶ月	52	98	139	177	210	236	260	281	297	308	315
3ヶ月	73	115	154	188	218	244	267	287	302	312	319
4ヶ月	90	130	165	196	226	251	273	292	306	326	323
5ヶ月	105	141	173	204	233	257	278	296	310	320	325
6ヶ月	116	149	181	211	239	262	282	300	314	322	327
7ヶ月	124	157	188	217	244	266	286	301	316	324	329
8ヶ月	132	164	194	222	248	270	290	306	318	326	331
9ヶ月	139	170	199	226	252	274	292	308	320	328	333
10ヶ月	145	175	203	230	256	276	294	310	322	330	335

出典：日弁連交通事故センター東京支部編（2015:163）別表 I より作成。

注：単位は万円。

表 2 賠償評価額についての記述統計

平均	中央値	最頻値	最小値	最大値	標準偏差	N
2177	1000	1000	50	40000	3810	546

注：Nは人数。N以外の単位は万円。



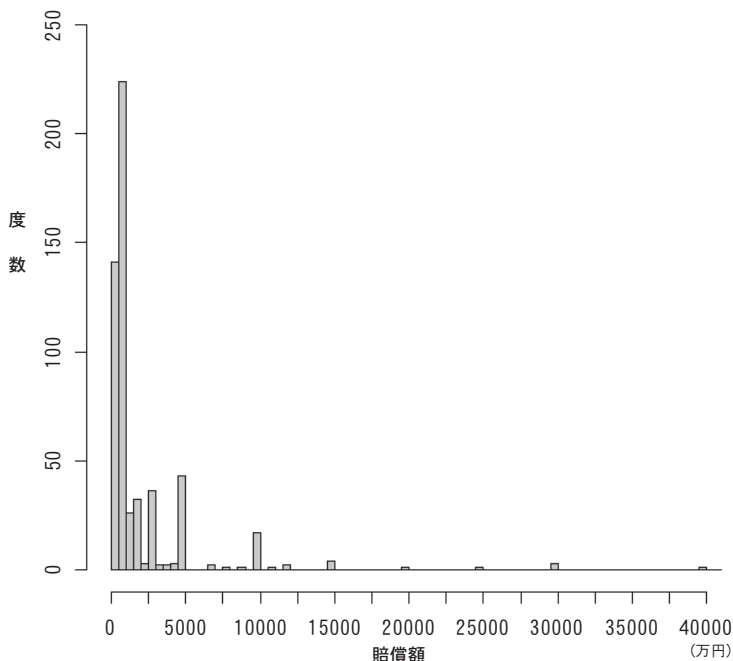


図1 賠償評価額についてのヒストグラム

アンケート調査票では、先ほど説明した架空のシナリオのすぐ後に、「B社は、民事裁判でAさんに損害賠償として、全部で何円を支払うべきだと思いますか」と、損害賠償の評価額（以降、賠償評価額と呼ぶ）を、数字で記入する質問をしている。その際には、法律上の知識ではなく回答者が適切だと思う評価額を尋ねていることがわかるように、質問文に「法律上いくら支払うことになっているかということではなく、『あなたの感覚ではいくら支払うのが適当と感じるか』を基準にして答えてください」ということを付記している。

仮に裁判になった場合、損害賠償額はいくらになるだろうか。今回のシナリオは正確には自動車の欠陥により損害を受けたことに関して自動車の製造会社の責任を問う製造物責任の事例だが、主な損害は自動車の事故に

よるものであるので交通事故の事例に近いとも考えられる。そのため以下では、交通事故に関する議論を参考にしながら、仮に裁判になった場合、損害賠償額がどの程度になるか考えてみる。

交通事故のような不法行為による損害は、侵害された利益（被侵害利益）に応じてまず2つに分けられる<sup>(67)</sup>。人身損害と物件損害という2つである。今回のシナリオでは、乗用車が破損し修理に50万円かかったという物件損害の部分もあるが、基本的には事故による骨折という人身損害である。そして、人身損害については、財産的損害と精神的損害（非財産的損害）の2つに分けられる。さらに、財産的損害は、積極損害と消極損害の2つに分けられる。積極損害とは、事故によって被害者が支出させられた費用を指す。今回のシナリオで言えば、治療費（入院費などを含む）300万円がこれに当たる。消極損害は、被害者が事故にあわなければ得られたであろう利益で、逸失利益や得べかりし利益とも呼ばれる。今回のシナリオでは、事故により仕事を休んだことによって得られなかった三ヶ月分の給料100万円がこれに当たる。

精神的損害には、肉体的・精神的な苦痛などが含まれる。これは財産的損害と違ってそのままでは金銭で計りにくい損害である。しかし、長年似たような事件が大量に積み重なってきた交通事故の精神的損害への賠償（慰謝料）については、算定の定型化が進んでいる。すなわち、交通事故については、過去の判例をもとにした慰謝料の算定基準<sup>(68)</sup>が発表されており、入院をした場合の肉体的・精神的苦痛は、入院と通院の期間に応じて表1のように基本的には算定するものとされている<sup>(69)</sup>。今回のシナリオでは、入院1ヶ月、通院2ヶ月なので、表1から98万が精神的損害への賠償（慰謝料）の額ということになる<sup>(70)</sup>。

以上のように積極損害、消極損害、精神的損害等の各損害項目を個別に算定し、これを積み上げていくことで総損害額を算出するという個別損害項目積み上げ方式が、交通事故のような不法行為における損害賠償額の伝統的な算定方法とされている（北河2011：90）。これに基づけば、今回の

シナリオにおける損害賠償の額は、物件損害50万＋積極損害300万＋消極損害100万＋精神的損害98万＝548万円程度と見積もることができる。もちろんこれはあくまで大雑把な見積もりに過ぎず、実際には他の要因なども絡んで額は増減する可能性はあるが、一定の参考にはなるとと思われる。

それでは、これに対して、回答者たちはAさんが受け取るべき損害賠償の額をいくらかと評価しているだろうか。表2に、賠償評価額の記述統計が記載されている<sup>(71)</sup>。評価額の平均は2,177万円であり、中央値は1,000万円である。先ほどの見積もり額と比べると、平均では4倍弱、中央値で見ても2倍弱の額が適切だと、回答者たちは実際には判断していることになる。

また、表2の特徴として、平均と中央値・最頻値とを比べると、平均に比べて中央値・最頻値はかなり低いということがある。このように平均に比べて中央値・最頻値が低い場合は、極端に大きな値（外れ値）がデータに少数混じっていることが多い。平均は外れ値に引っ張られて大きくなりやすいのに対し、中央値・最頻値は外れ値の影響を受けにくく値が変わりにくいからである。データのばらつきを見ても、表2によれば標準偏差は3,810万円とかなり大きい。最小値が50万円で最大値が40,000万（＝4億）円という点からも、賠償評価額のばらつきが大きいことがわかる。

実際、図1のヒストグラムを見てみると、分布の山型は正規分布のような左右対称とはなっておらず、山型の最も高いところは左に大きく寄っていることがわかる。図1の右の端の方には、2.5億、3億、4億の辺りに低い縦棒が立っている。これは、損害賠償をかなり高額に評価している人が少しいることを表している。

## (2) 損害賠償の目的

表3 損害賠償の目的についての記述統計

	1 考慮し なかった	2 あまり 考慮しな かった	3 どちら ともいえ ない	4 ある程 度考慮し た	5 考慮し た	計	平均
金銭的損 害の填補	3 0.5%	5 0.9%	31 5.7%	126 23.1%	381 69.8%	546 100.0%	4.61
制裁	38 7.0%	89 16.3%	88 16.1%	203 37.2%	128 23.4%	546 100.0%	3.54
精神的損 害の填補	13 2.4%	26 4.8%	55 10.1%	228 41.8%	224 41.0%	546 100.0%	4.14
将来の事件 発生の抑制	39 7.1%	89 16.3%	115 21.1%	193 35.3%	110 20.1%	546 100.0%	3.45
報復感情 の満足	51 9.3%	96 17.6%	149 27.3%	172 31.5%	78 14.3%	546 100.0%	3.24

注：パーセントについては、四捨五入しているため合計が100.0%にならないものもある。

損害賠償額の評価の次に、アンケート調査票では、その評価の際に「損害賠償の目的」に当たるような各事項をどの程度考慮したかを尋ねている。具体的には、「Aさん（被害者）の受けた金銭的な損害を埋め合わせること」（以下では、金銭的損害の填補と略す）、「B社（製造会社）に罰を与えること」（以下では、制裁と略す）、「Aさんの受けた苦痛や悲しみなどの精神的な損害を埋め合わせること」（以下では、精神的損害の填補と略す）、「今回のような事件が起こると損害賠償が課されるということを示すことで、将来同じような事件が起こるのを抑制すること」（以下では、将来の事件発生の抑制と略す<sup>(72)</sup>）、「Aさんの報復感情を満足させること」（以下では、報復感情の満足と略す）という5つのそれぞれについて、1（考慮しなかった）～5（考慮した）の5段階で聞く5件法の質問を行っている<sup>(73)</sup>。

表3は、このような損害賠償の目的のそれぞれについての、回答の記述統計である。まず、「金銭的損害の填補」では、「ある程度考慮した」「考

慮した」を合わせて90%以上が選んでおり、回答者の5段階の回答の平均<sup>(74)</sup>も4.61と5に非常に近い。したがって、「金銭的損害の填補」については、かなりの回答者が考慮をしていると言える。次に多いのは「精神的損害の填補」で、「ある程度考慮した」「考慮した」で80%程度、回答の平均で4.14となっている。それに対して、「制裁」は「ある程度考慮した」「考慮した」で60%と約3分の2（回答の平均で3.54）、「将来の事件発生の抑制」は「ある程度考慮した」「考慮した」で55%程度（回答の平均で3.45）となっている。つまり、これらの要素を考慮する者は、半分以上を超える程度はおり、それなりに多いことは確かだが、「金銭的損害の填補」や「精神的損害の填補」に比べればこれらを考慮する者は一般人でも相対的に少ないことがわかる。さらに、「報復感情の満足」については、「ある程度考慮した」「考慮した」で45%程度、回答の平均で3.24であり、他に比べて考慮する人はより少ない。

(3) 法知識と裁判への態度

表4 法知識についての記述統計

	1まったく知らなかった	2知らなかった	3あまり知らなかった	4ある程度知っていた	5知っていた	6よく知っていた	計	平均値
民事裁判と刑事裁判があること	35 6.4%	33 6.0%	63 11.5%	154 28.2%	156 28.6%	105 19.2%	546 100.0%	4.24
損害賠償の支払いは民事裁判であること	65 11.9%	66 12.1%	90 16.5%	121 22.2%	118 21.6%	86 15.8%	546 100.0%	3.77
懲罰賠償は認められていないこと	75 13.7%	130 23.8%	153 28.0%	104 19.0%	52 9.5%	32 5.9%	546 100.0%	3.04

表5 裁判への態度についての記述統計

	1 そう思 わない	2 どちら かといえ ばそう思 わない	3 どちら ともいえ ない	4 どちら かといえ ばそう思 う	5 そう思 う	計	平均値
民事裁判を 利用したい と思うか	9 1.6%	39 7.1%	201 36.8%	172 31.5%	125 22.9%	546 100.0%	3.67
訴訟社会に なることが 望ましいと 思うか	44 8.1%	108 19.8%	231 42.3%	125 22.9%	38 7.0%	546 100.0%	3.01
日本の刑罰 は厳しいと 思うか	111 20.3%	229 41.9%	177 32.4%	26 4.8%	3 0.5%	546 100.0%	2.23

調査票では、賠償評価額に影響を与える可能性のある要素として、損害賠償の目的の他に、いくつかの質問を設けていた。それらは、法知識と裁判への態度に関するものだった。

表4は、法知識についての記述統計である。質問の内容は法知識の中でも、損害賠償に関連する基本的な知識を尋ねるものであり、回答の形式は1（まったく知らなかった）～6（よく知っていた）の6件法であった<sup>(75)</sup>。まず、「裁判には、私人同士が争う民事裁判と、被告人と検察官が争う刑事裁判の2種類があるということ」（表4では、民事裁判と刑事裁判があること）については、「ある程度知っていた」「知っていた」「よく知っていた」で75%となっており、かなり多くの者が知っていた。「民事裁判と刑事裁判のうち、損害賠償の支払いの判決が出るのは民事裁判であること」（表4では、損害賠償の支払いは民事裁判であること）は約60%の人が知っているが、「日本では、損害賠償は原告の損害を埋め合わせるためのものだと考えられ、被告に罰を与えるための損害賠償（懲罰的損害賠償）は認められていないこと」（表4では、日本では懲罰賠償が認められていないこと）<sup>(76)</sup>については知っている人は約35%だった<sup>(77)</sup>。

表5は裁判への態度についての記述統計である。質問の内容は、法や裁判に対する考え方を尋ねるものであり、回答の形式は1（そう思わない）～5（そう思う）の5件法であった<sup>(78)</sup>。「将来、重大な問題に直面したら、民事裁判を利用したいと思うか」（表5では、民事裁判を利用したいと思うか）については、「どちらかといえばそう思う」「そう思う」で50%強となっている。日本人について指摘されている訴訟回避傾向<sup>(79)</sup>から見れば、この数値は高く見える。高い数値が出るのは、具体的にどのような種類の事件かを特定せずに「重大な問題」と聞いているのが一因と思われ、過去の他の調査で同種の質問をした際にも同様に高い数値が出ている<sup>(80)</sup>。

「もし日本が、民事裁判でトラブルが日常的に解決されるような訴訟社会になるとしたら、そのことが望ましいと思うか」（表5では、訴訟社会になることが望ましいと思うか）では、多くは「どちらともいえない」を選んでいるが、「どちらかといえばそう思う」「そう思う」も約30%いる。「訴訟社会」という言葉には日本ではネガティブなイメージがあることも予想されたが、結果を見る限り、一般人はそういったイメージをそれほど有してはいなさそうである。また、「現在の日本において、罪を犯した人に対して加えられる刑罰は厳しいと思うか」（表5では、日本の刑罰は厳しいと思うか）では「どちらかといえばそう思う」「そう思う」は約5%とかなり少なくなっており、多くの人は厳しいとは思っていないことがわかる。一般の人々の厳罰志向については、別の調査でも指摘されており<sup>(81)</sup>、それと整合的な結果である。

## 2. シナリオ別の比較

表6 賠償評価額についてのシナリオ別比較

	平均	中央値	標準偏差	n
問題隠し無	1847	1000	3214	275
問題隠し有	2511	1000	4312	271

注：nは人数。n以外の単位は万円。

事件の事情が異なる場合の回答者の反応の差を見るために、今回のアンケート調査票では、Ⅲ. 2. で述べたように2つのバージョンを用意していた。2つのバージョンでは、調査票の最初に記載されたシナリオの一部のみが異なり、その後続く質問は全て同じであった。1つのバージョンのシナリオでは「製造会社は設計上の問題を知っていた」「問題を隠してリコール等の対応を行わなかった」「役所に虚偽の報告を行った」「経営者が少額の罰金刑を受けている」といった内容が含まれ、もう1つのバージョンのシナリオでは含まれていなかった（前者のバージョンを「問題隠し有」、後者のバージョンを「問題隠し無」と呼ぶことにする）。回答者はどちらか1バージョンの調査票のみに回答するが、その際どちらの調査票を割り当てられるかは無作為になっていた<sup>(82)</sup>。

ここでは、「問題隠し無」と「問題隠し有」という2つのシナリオの調査票の各回答を比較してみる。表6は、賠償評価額についてシナリオ別の比較したものである。これを見ると、平均は「問題隠し有」の方が大きい。さらにこれは、平均値の差の検定（Welch 検定）において5%水準で有意になっている（ $p=0.042$ ）。

しかし、中央値については、2つでまったく同じである。このように平均では差があるのに中央値では差がないのは、「問題隠し有」では少数の者が非常に高い賠償額をつけているためだと考えられる。

また、ばらつきの指標である標準偏差は「問題隠し有」の方が大きい。そしてこれは、Levene 検定において5%水準で有意になっている（ $p=0.006$ ）。すなわち、シナリオにおいて製造会社の行動に「問題隠し」という、非難に値すると考えられうる要素が加わると、賠償額の評価のばらつきも大きくなるということがわかる。これは、非難に値すると考えられうる要素をどの程度賠償額の評価に反映させるかという点に、各人で違いがあるためだと考えられる。

表7は、損害賠償の目的について、シナリオ別の比較をしたものである。回答の平均値について、「問題隠し無」と「問題隠し有」で統計的に有意



表7 損害賠償の目的についてのシナリオ別比較

		平均	標準偏差
金銭的損害の 填補	問題隠し無	4.59	0.716
	問題隠し有	4.62	0.660
制裁**	問題隠し無	3.43	1.234
	問題隠し有	3.65	1.177
精神的損害の 填補**	問題隠し無	4.06	0.995
	問題隠し有	4.23	0.890
将来の事件発 生の抑制	問題隠し無	3.43	1.164
	問題隠し有	3.48	1.210
報復感情の満 足	問題隠し無	3.16	1.195
	問題隠し有	3.32	1.153

注：\*\*は平均値の差が5%有意であることを表す。nはどれも、問題隠し無が275、問題隠し有が217。

な差があるのは、「制裁」(p=0.040)と「精神的損害の填補」(p=0.035)であった。標準偏差については、すべて統計的に有意な差はなかった。すなわち、シナリオにおいて製造会社の行動に「問題隠し」という、非難に値すると考えられうる要素が加わると、「制裁」と「精神的損害の填補」を回答者はより考慮するようになる。

なお、法知識と裁判への態度については、シナリオ別の比較を行っても、統計的に有意な平均値の差を持つものは存在しなかった<sup>(83)</sup>。法知識や裁判への態度はシナリオとは関係のない、回答者固有の知識や態度を聞いているのみであるので、シナリオの影響を受けなかったのだと考えられる<sup>(84)</sup>。

### 3. 「損害賠償の目的」の賠償評価額への影響

#### (1) 個別の目的ごとの分析

それでは、損害賠償の目的それぞれは、賠償評価額に、どのような影響を与えているだろうか。まず、5つの目的それぞれを別個にしたままで見てみる。

表 8 損害賠償の目的の考慮の度合いと賠償評価額の平均・標準偏差

	金銭的損害の填補		制裁		精神的損害の填補		将来の事件発生への抑制		報復感情の満足	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
考慮しなかった	963	1678	1174	1746	763	1042	1226	1491	1377	2151
どちらともいえない	3113	4678	1806	2981	1650	3071	1669	2399	1889	2765
考慮した	2139	3771	2660	4451	2363	4010	2771	4717	2818	4866
p値	0.112	0.007	0.000	0.000	0.000	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000

注：p値は、平均についてはWelch検定、標準偏差についてはLevene検定のもの。p値以外の単位は万円。

表 8 には、損害賠償の各目的の考慮の度合いに応じた、賠償評価額の平均と標準偏差の値が記載されている<sup>(85)</sup>。また図 2 は、傾向をさらにわかりやすくするため表 8 をグラフに直したものである。

これを見ると、「制裁」「精神的損害の填補」「将来の事件発生への抑制」「報復感情の満足」の 4 つには、共通した特徴がある。それは、これらの目的を考慮するほど、賠償評価額の平均が大きくなっているということである。これらの 4 つの目的については、表 8 の平均の列の数字が一番上の「考慮しなかった」の行から一番下の「考慮した」の行に行くに従って大きくなっているし、図 2 で見ても、右上がりのグラフになっている。さらに表 8 の p 値を見るとわかるように、こうした平均の違いは統計的に有意である。

さらにそれだけでなく、これらの目的を考慮するほど、賠償評価額のばらつき（標準偏差）が大きくなっていることもわかる。損害賠償の額については、平均だけでなく、標準偏差も重要である。標準偏差が大きいということは、仮にそれが裁判所の判断であったとするならば、同種の事件であったとしても、判決で得られる損害賠償額が大きくなったり小さくなったりと額がばらつく、ということの意味するからである。II. 2. (6)で

見たように、アメリカの連邦最高裁の判決（Exxon判決）においても、このような理由から、懲罰賠償について額のばらつきについて議論されたことがあった。

このような観点から、賠償評価額の標準偏差に注目してみると、表8の標準偏差の列の数字が一番上の「考慮しなかった」の行から一番下の「考慮した」の行に行くに従って大きくなっているし、図2で見ても、ばらつきを表す点線の縦幅が、右に行くほど大きくなっている。さらに表8のp値を見るとわかるように、こうした標準偏差の違いは統計的に有意である。

これに対して、「金銭的損害の填補」については以上のような特徴はない。すなわち、平均については、統計的に有意な差はない。標準偏差については、統計的に有意な差はあるが、他の目的と違い、「どちらともいえない」と「考慮した」を比較すると、「考慮した」の方が小さくなっている。

論 説

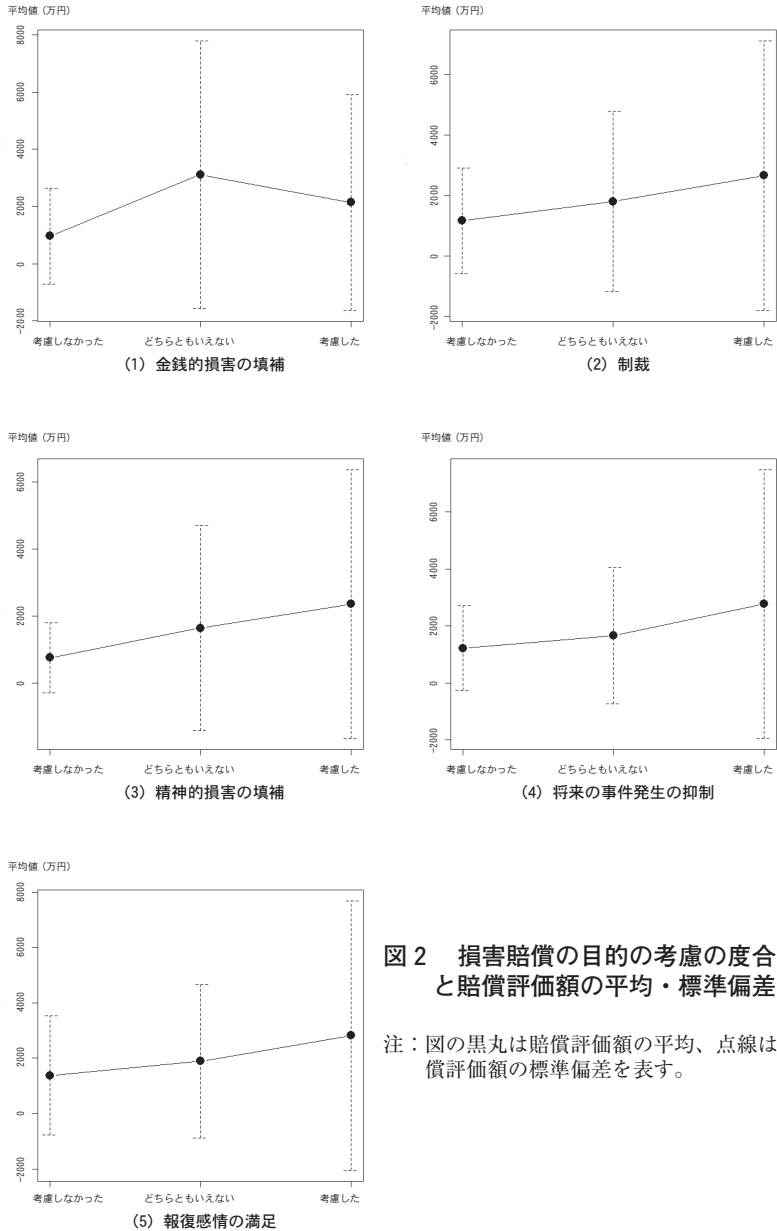


図2 損害賠償の目的の考慮の度合いと賠償評価額の平均・標準偏差

注：図の黒丸は賠償評価額の平均、点線は賠償評価額の標準偏差を表す。

## (2) 「損害賠償の目的」の賠償評価額に与える影響の重回帰分析

前のⅣ. 3. (1)では、損害賠償の目的5つそれぞれが賠償評価額に与える影響を検討したが、これらは各目的を同時に考えたり、他の様々な要素を考え合わせたりしてもなお言えることなのであろうか。このことについて検討するため、様々な要素の影響を同時に考慮できる方法である重回帰分析を行ったのが、表9である。

この表9では、独立変数として考慮する変数の種類を変えた、何種類かのモデルを示している。表9(1)では、性別、年代、学歴といった人口統計学的変数と、問題隠し有・無というアンケート調査票のシナリオの種類のみを独立変数としている。この場合、シナリオの種類は統計学的に有意な正の影響を賠償評価額に与えており、これはⅣ. 2. の分析とも整合的である。

表9(2)では人口統計学的変数とシナリオの種類に加え、損害賠償の目的を独立変数に加えている<sup>(86)</sup>。すると、「金銭的損害の填補」以外の4つの目的が、統計的に有意な正の影響があることがわかる。すなわち「制裁」「精神的損害の填補」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」を考慮すると、賠償評価額が増加する。これはⅣ. 3. (1)の分析と整合的である。

ここで、表9(1)で有意であったシナリオの種類が表9(2)では有意でなくなっているが、これはシナリオの種類の影響が、損害賠償の目的の影響と重なり吸収されたためであると考えられる。シナリオの種類の影響に対する影響は、損害賠償の目的を介した間接的なものである。すなわち、問題隠しがシナリオに有ると、「制裁」や「精神的損害の填補」が考慮されやすくなり、そのことによって賠償評価額が増加するという形になっている。実際、シナリオの種類と「制裁」、シナリオの種類と「精神的損害の填補」の間には5%有意の正の相関(相関係数はそれぞれ0.088と0.090)があった<sup>(87)</sup>。他には、人口統計学的変数のうち、性別が有意な影響を持ち、女性の方が評価額が低くなる傾向にあった。

表 9 賠償評価額についての重回帰分析

		(1)	(2)	(3)	(4)
損害賠償の目的	金銭的損害の填補		0.010 (0.159)	-0.023 (-0.346)	-0.025 (-0.365)
	制裁		0.090** (2.127)	0.085** (1.995)	0.084** (1.959)
	精神的損害の填補		0.211*** (3.936)	0.205*** (3.813)	0.200*** (3.694)
	将来の事件発生の抑制		0.084** (1.969)	0.100** (2.280)	0.099** (2.229)
	報復感情の満足		0.088** (2.185)	0.083** (2.057)	0.078* (1.914)
法知識	民事裁判と刑事裁判があること			0.094** (2.109)	0.094** (2.075)
	損害賠償の支払いは民事裁判であること			-0.027 (-0.616)	-0.030 (-0.670)
	懲罰賠償は認められていないこと			-0.047 (-1.138)	-0.051 (-1.201)
裁判への態度	民事裁判を利用したいと思うか				0.033 (0.673)
	訴訟社会になることが望ましいと思うか				0.024 (0.532)
	日本の刑罰は厳しいと思うか				0.007 (0.135)
その他	シナリオの種類	0.180** (2.081)	0.106 (1.314)	0.106 (1.313)	0.103 (1.272)
	性別ダミー	-0.147 (-1.617)	-0.157* (-1.854)	-0.167* (-1.937)	-0.162 (-1.854)
	年代	0.010 (0.322)	-0.021 (-0.730)	-0.021 (-0.702)	-0.021 (-0.680)
	大学ダミー	0.074 (0.798)	0.14 (1.604)	0.122 (1.347)	0.125 (1.375)
	調整済 R <sup>2</sup>	0.009	0.147	0.151	0.148

注 1：従属変数は賠償評価額の自然対数。\*、\*\*、\*\*\*は10%、5%、1%有意をそれぞれ表す。標本サイズは546。定数項は省略しており、括弧内は t 値を表す。

注 2：「損害賠償の目的」の変数は全て 1 = 考慮しなかった～5 = 考慮したの 5 件法、「法知識」の変数は全て 1 = まったく知らなかった～6 = よく知っていたの 6 件法、「裁判への態度」の変数は全て 1 = そう思わない～5 = そう思うの 5 件法である。シナリオの種類は 1 = 問題隠し有・0 = 問題隠し無、性別ダミーは 1 = 女性・0 = 男性、大学ダミーは 1 = 大卒以上・0 = それ以外である。

表9(3)では法知識を独立変数に加えている。すると、「民事裁判と刑事裁判があること」については、統計的に有意な正の影響があった。ここからわかるのは、賠償評価額が高いのは民事裁判と刑事裁判の区別が付いていないからではなさそうだ、ということである。むしろ逆に、これらの区別が付いていることは賠償評価額を増加させてすらいる。

表9(4)では裁判への態度を独立変数に加えている。しかし、裁判への態度で統計的に有意な影響を有するものはなかった。また、これらを加えることで他の独立変数にも目立った変化はなかった。

表9で使用した重回帰分析は、様々な独立変数が従属変数の平均に与える影響を基本的には見ているものである。しかしIV. 3. (1)でも述べたように、賠償評価額について考える際には、平均だけでなくばらつきも重要である。よって、損害賠償の目的等の様々な要素が、賠償評価額のばらつきに与える影響も検討したい。それを行う方法として、ここでは乗法的不均一分散 (multiplicative heteroscedasticity) 回帰分析<sup>(88)</sup>を使用する。

表10は、その結果を示したものである<sup>(89)</sup>。ここでは、表記を複雑にしすぎないようにするため、関心の中心である損害賠償の目的と、シナリオの種類および人口統計学的変数を、独立変数としたモデルについてのみ記載している。

まず賠償評価額の平均への影響を見ると、「制裁」や「精神的損害の填補」が、統計的に有意な正の影響を持っていることがわかる。これは先ほどの表9と同様の結果である。ただ、このモデルの場合は、シナリオの種類が統計的に有意な正の影響を持っているところが表9と異なる。また、人口統計学的変数のうち年代が統計的に有意な負の影響を持っている。

ただ、このモデルの特徴であり、特に注目した点でもあるのは、こうした平均への影響よりも分散への影響である。こちらについて、損害賠償の目的それぞれの影響を検討する。

損害賠償の目的についての変数を見てみると、まず「金銭的損害の填補」は、統計的に有意な負の影響を持っている。つまり、損害賠償額の評価に

表10 賠償評価額についての乗法的不均一分散回帰分析

		係数	標準誤差
平均	金銭的損害の填補	-238.160	149.940
	制裁	200.900***	39.740
	精神的損害の填補	157.670***	30.460
	将来の事件発生の抑制	16.335	33.906
	報復感情の満足	37.309	41.917
	シナリオの種類	127.822*	73.119
	性別ダミー	-32.963	81.536
	年代	-49.304*	27.540
	大学ダミー	5.257	77.595
分散の 自然対 数	金銭的損害の填補	-1.377***	0.096
	制裁	0.569***	0.064
	精神的損害の填補	0.825***	0.081
	将来の事件発生の抑制	0.379***	0.064
	報復感情の満足	0.210***	0.061
	シナリオの種類	0.631***	0.122
	性別ダミー	-0.163	0.128
	年代	-0.357***	0.044
	大学ダミー	0.224*	0.131
	VWLS R <sup>2</sup>	0.193	

注1：従属変数は賠償評価額。\*、\*\*、\*\*\*は10%、5%、1%有意をそれぞれ表す。  
標本サイズは546。定数項は省略している。

注2：各独立変数の意味は表9と同様。

あたって「金銭的損害の填補」を考慮する人は、評価額のばらつきが少ない傾向にあるということを意味する。それに対して、「制裁」は、統計的に有意な正の影響を持っている。つまり、損害賠償額の評価にあたって「制裁」を考慮する人は、評価額のばらつきが大きい傾向にあるということの意味する。また、「精神的損害の填補」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」についても、統計的に有意な正の影響がある。したがって同様に、これらを考慮する人は、評価額のばらつきが大きい傾向にあると



いうことになる。

これら以外に、シナリオの種類も、統計的に有意な正の影響を持っている。つまり、「問題隠し有」のシナリオの方が、評価額のばらつきが大きくなる。他には、性別が統計的に有意な負の影響を持っており、大卒以上か否かが統計的に有意な正の影響を持っていた。

#### 4. 損害賠償の目的についての分析

##### (1) 損害賠償の目的同士の相関

表11 損害賠償の目的同士の相関

	金銭的損害の填補	制裁	精神的損害の填補	将来の事件発生抑制	報復感情の満足
金銭的損害の填補	—	0.083*	0.382***	0.065	0.050
制裁		—	0.428***	0.549***	0.428***
精神的損害の填補			—	0.388***	0.393***
将来の事件発生抑制				—	0.423***
報復感情の満足					—

注：\*、\*\*\*は10%、1%有意をそれぞれ表す。標本サイズは546。

損害賠償の目的同士の関係を調べるために、表11においてこれらの間の相関係数を算出したものを掲載した<sup>(90)</sup>。これを見ると以下のようなことがわかる。第一に、「金銭的損害の填補」は、「精神的損害の填補」以外とは、強い相関を持たない。例外として「金銭的損害の填補」と「制裁」とは有意傾向にあるが、これも相関係数の値は小さく、他の相関のないものとそれほど異ならないと考えられる。

第二に、「精神的損害の填補」は、「金銭的損害の填補」とも、「制裁」や「将来の事件発生抑制」とも有意な相関を持っている。これは、「精神的損害の填補」が、損害填補と、制裁や抑止という、両面の性格を持つ

ことを示唆していると思われる。Ⅱ．２．(3)において、慰謝料に制裁などの機能をもたせる試みが法学においてあることを見た。表11は、一般人の認識においても、精神的損害の填補は、制裁や抑止の性質も帯びていることを示唆している。

第三に、「制裁」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」は、互いに有意な相関を持っている。そして、それらの間の相関係数の大きさは、アンケート調査としてはそれなりに大きい。よって、これら3つは、密接な関連を持っていることがわかる。法学上でも、特に抑止と制裁はセットで論じられることが多かった。ただし、相関係数はそれなりに大きいとはいっても1に近いわけではなく、0.5前後である。このことは、これら3つが、一般人の認識の上で完全に重なり合っているわけではないことを示唆している。

## (2) 損害賠償の目的と法知識との相関

表12 損害賠償の目的と法知識との相関

	民事裁判と刑事裁判があること	損害賠償の支払いは民事裁判であること	懲罰賠償は認められていないこと
金銭的損害の填補	0.318***	0.235***	0.102**
制裁	0.014	0.016	-0.005
精神的損害の填補	0.180***	0.156***	0.085**
将来の事件発生の抑制	0.005	0.032	0.159***
報復感情の満足	0.020	-0.025	0.008

注：\*\*、\*\*\*は5%、1%有意をそれぞれ表す。標本サイズは546。

次に、損害賠償の目的と法知識との間の相関について調べる。表12に、これらに関する相関係数が掲載されている。これを見ると以下のようなことがわかる。第一に、「金銭的損害の填補」は、どの法知識とも正の有意

な相関がある。また、「精神的損害の填補」も、相関係数の大きさ自体は「金銭的損害の填補」よりも若干小さいが、同じように法知識と正の有意な相関がある。特に「民事裁判と刑事裁判があること」との間の相関係数が大きく、民事裁判と刑事裁判の区別を知っているほど、金銭的損害の填補や精神的損害の填補を考慮するということがわかる。これは、Ⅱ、1、で見た、法学において民刑の峻別論が損害填補を損害賠償の主目的とする議論の基礎にあったことと似ている。

第二に、「制裁」は、どの法知識とも有意な相関がない。「報復感情の満足」も同様である。また、「将来の事件発生の抑制」も「民事裁判と刑事裁判があること」や「損害賠償の支払いは民事裁判であること」とは有意な相関がない。ここからは、制裁や抑止を重視する人は、民事裁判と刑事裁判の区別を知らないので民事裁判に刑事的な要素を持ち込んでいるわけではない、ということがわかる。むしろこれらの区別を知りつつも、あえて制裁や抑止の要素を民事裁判で考慮している人々がいることが推察される。

第三に、「将来の事件発生の抑制」が「懲罰賠償は認められていないこと」と正の有意な相関を持っている。これは、日本では、損害賠償は原告の損害を埋め合わせるためのものだと考えられ、被告に罰を与えるための損害賠償は認められていない、ということを知っているほど、「将来の事件発生の抑制」を考慮しているということで、意外な結果である。第二の点と同様、法知識は持ちつつもあえて抑止の要素を考慮する人々の存在を暗示している。しかしそれだけでなく、「制裁」については「懲罰賠償は認められていないこと」と有意な相関を持たないことから、抑止と制裁が一般人の認識の上で完全に重なっているわけではないことも表しているように思われる。

表13 損害賠償の目的と裁判への態度との相関

	民事裁判を利用したいと思うか	訴訟社会になることが望ましいと思うか	日本の刑罰は厳しいと思うか
金銭的損害の填補	0.224***	- 0.037	- 0.189***
制裁	0.129***	0.153***	0.003
精神的損害の填補	0.232***	0.140***	- 0.064
将来の事件発生の抑制	0.109**	0.205***	0.018
報復感情の満足	0.124***	0.218***	0.029

注：\*\*、\*\*\*は5%、1%有意をそれぞれ表す。標本サイズは546。

今度は、損害賠償の目的と裁判への態度との間の相関について調べる。表13に、これらに関する相関係数が掲載されている。これを見ると以下のようなことがわかる。第一に、「民事裁判を利用したいと思うか」は、どの損害賠償の目的とも有意な正の相関がある。つまり、民事裁判の利用に積極的になるほど、損害賠償の目的をどれも考慮するようになる。

第二に、「訴訟社会になることが望ましいと思うか」は、「金銭的損害の填補」とは有意な相関がなく、それ以外の目的とはすべて有意な正の相関がある。つまり、訴訟社会を望ましいと思うほど、制裁や抑止などを考慮するようになる。

第三に、「日本の刑罰は厳しいと思うか」は、「制裁」や「将来の事件発生の抑制」等とは有意な相関がない。これは、制裁や抑止は日本の刑罰の厳しさに関する認識とは相関していないことを意味している。法知識との相関のところで述べた、民事裁判と刑事裁判の区別を知らないのが民事裁判に刑事的な要素を持ち込んでいるわけではない、と似たことがここでも言えると思われる。それに対して、「金銭的損害の填補」と「日本の刑罰は厳しいと思うか」は有意な負の相関がある。つまり、日本の刑罰がゆるいと考えるほど、金銭的損害の填補を考慮するということになる<sup>(91)</sup>。

## 5. 損害賠償の目的の考慮によるグループ分類

表14 各クラスタにおける損害賠償の目的の考慮の比較

	第1クラス タ(平均値)	第2クラス タ(平均値)	第3クラス タ(平均値)	第4クラス タ(平均値)	p値 (Welch)	多重比較 (Games-Howell)
金銭的損害の 填補	4.83	4.04	4.72	4.58	0.000	1と4,2と 1,2と3,2と4
制裁	2.52	2.33	4.42	3.65	0.000	1と2以外 の組
精神的損害の 填補	4.39	2.38	4.59	4.27	0.000	1と4以外 の組
将来の事件発 生の抑制	2.04	2.45	4.28	3.84	0.000	全ての組
報復感情の満 足	2.86	2.25	4.23	2.54	0.000	2と4以外 の組
人数	109	80	218	139		

注：多重比較の列には、有意水準5%で有意な組を記載している。

表15 各クラスタの特徴の概要

	金銭・精神 損害填補型	金銭損害填 補型	全部考慮型	制裁・抑止 中位型
金銭的損害の填補	高	高	高	高
制裁	低	低	高	中
精神的損害の填補	高	低	高	高
将来の事件発生の抑制	低	低	高	中
報復感情の満足	低	低	高	低
人数	109	80	218	139

注：平均値が1以上3未満を低、3以上4未満を中、4以上5以下を高としている。

表16 クラスタごとの賠償評価額

	金銭・精 神損害填 補型	金銭損害 填補型	全部考慮 型	制裁・抑 止考慮型	4つの型 の平均	p値 (Welch, Levene)	多重比較 (Games-Howell)
賠償額の平均	1273	1409	3157	1790	2177	0.000	3と1,3と 2,3と4
標準偏差	1534	2647	5168	2611	3810	0.000	

注：多重比較の列には、有意水準5%で有意な組を記載している。

表17 クラスタごとの法知識・裁判への態度

	金銭・精神 損害填補型 (平均値)	金銭損害 填補型 (平均値)	全部考慮型 (平均値)	制裁・抑止 中位型 (平均値)	p値 (分散分析)	多重比較 (Tukey)
民事裁判と刑事 裁判があること	4.45	3.70	4.37	4.19	0.001	2と1, 2と3
損害賠償の支払 いは民事裁判で あること	3.97	3.19	3.82	3.86	0.004	2と1, 2と3, 2と4
懲罰賠償は認め られていないこ と	2.85	2.76	3.19	3.12	0.037	2と3が 有意傾向
民事裁判を利用 したいと思うか	3.76	3.19	3.86	3.58	0.000	2と1, 2と3, 2と4, 3と4
訴訟社会になる ことが望ましい と思うか	2.88	2.60	3.31	2.88	0.000	3と1, 3と2, 3と4
日本の刑罰は厳 しいと思うか	2.15	2.26	2.24	2.27	0.670	なし

注：多重比較の列には、有意水準5%で有意な組を記載している。

損害賠償額の評価の際に、損害賠償の目的のうち何を重視するかは人によって異なり、損害填補を重視する者や、制裁や抑止を重視する者など、何パターンかあるのではないかと推測できる。この点を調べるために、調査票で尋ねた5つの損害賠償の目的についてクラスタ分析を行って、回答者のグループ分けを行った。

クラスタ分析を行うにあたっては、非階層的クラスタ分析のk-means法を選択し<sup>(92)</sup>、クラスタ数は4とした<sup>(93)</sup>。そうして分けられた各クラスタについて、5つの損害賠償の目的それぞれの平均値を記載し、分散分析と多重比較<sup>(94)</sup>により比較したのが表14である。この表14の平均値を、各クラスタの特徴が把握しやすいように、高・中・低の3つに書き直したのが、表15である。

この表15を見ると、第1クラスタは、「金銭的損害の填補」と「精神的損害の填補」を主に考慮していることがわかるので、このクラスタを「金

銭・精神損害填補型」と名付ける。また、第2クラスは、「金銭的損害の填補」のみを考慮している<sup>(95)</sup>ので「金銭損害填補型」と名付ける。第3クラスは、5つの損害賠償の目的全てについて考慮の度合いが高いため「全部考慮型」と名付ける。第4クラスは、「金銭的損害の填補」と「精神的損害の填補」だけでなく、加えて「制裁」と「将来の事件発生の抑制」についてもある程度考慮しているため「制裁・抑止中位型」と名付ける。

これらのクラスターの損害賠償の目的の考慮について、いくつかのことを指摘することができる。第一に、「金銭的損害の填補」はどのクラスターも考慮している。第二に、「制裁」や「将来の事件発生の抑制」のみを考慮するというクラスターは存在せず、「金銭的損害の填補」や「精神的損害の填補」に加えて考慮するという形になっている。第三に、「精神的損害の填補」は「金銭的損害の填補」と必ずしもセットではなく、「金銭的損害の填補」のみを考慮するクラスターが存在する。第四に、「報復感情の満足」は、「制裁」や「将来の事件発生の抑制」と必ずしもセットではない。第五に、制裁や抑止をある程度は考慮する者が多数であることがわかる。なぜなら、クラスターの人数を見ると、全部考慮型が218人で最も多く、次いで制裁・抑止中位型の139人となっており、制裁や抑止を考慮しない金銭・精神損害填補型や金銭損害填補型より多いからである。

賠償評価額がクラスターでどのように違うかを分散分析や多重比較<sup>(96)</sup>で検討したものが、表16である。表16の平均や多重比較の欄を見ると、全部考慮型が他よりも評価額の平均が有意に高いことがわかり、標準偏差の欄を見ると、全部考慮型が他よりも評価額の標準偏差も有意に高いことがわかる。これは、制裁や抑止を考慮することは賠償評価額の平均やばらつきを増加させるというIV. 3. の結果と整合的である。

これら4つのクラスターと法知識・裁判への態度との関係を分散分析や多重比較<sup>(97)</sup>で調べたのが、表17である。これを見ると第一にわかることは、制裁や抑止の考慮をしているクラスターは、民事裁判や損害賠償に関する知

識が低いためそうしているというわけではないということである。すなわち、全部考慮型や制裁・抑止中位型が、民事裁判と刑事裁判があること等を他のクラスタに比べて知らないわけではない。これは、IV. 4. (2)の結果と整合的である。むしろこうした知識がないのは、金銭損害填補型である。第二に、この金銭損害填補型は、民事裁判を利用したいという意欲が、他のクラスタよりも有意に低い。第三に、全部考慮型は訴訟社会になることに否定的な度合いが、他のどのクラスタよりも有意に低い。また、この全部考慮型は、同じ制裁や抑止を考慮する制裁・抑止中位型に比べて、民事裁判を利用したいという意欲が高いことも特徴である。第四に、日本の刑罰は厳しいと思うか、という刑事に関する質問の回答には、どのクラスタでも有意な違いはない。制裁や抑止を考慮する度合いの高いクラスタほど刑罰が緩いと思っている、といったような傾向はないことがわかる。

## 6. 賠償金の一部を国へ支払う制度について

### (1) 記述統計

表18 賠償金の一部を国へ支払う場合の国への支払い額についての記述統計

	平均	中央値	最頻値	最小値	最大値	標準偏差	N
原告	2165	1000	1000	0	40000	3517	546
国	11375	1000	1000	0	200000	29915	546

注：Nは人数。N以外の単位は万円。

最後に、賠償金の一部を原告ではなく国へ支払うという、現在の日本には存在しない制度についての質問のデータを分析する。

II. 2. (4)で述べたように、アメリカにおいて、懲罰賠償の一部を、原告本人ではなく州政府や公的基金などに支払うようにする改革が、一部の州で見られる。ただし、こうした制度については、アメリカにおいて様々な問題点が指摘されている<sup>(98)</sup>。第一に、政府に賠償金を支払うということになると、それはもはや刑事上の罰金と変わらないのではないかという



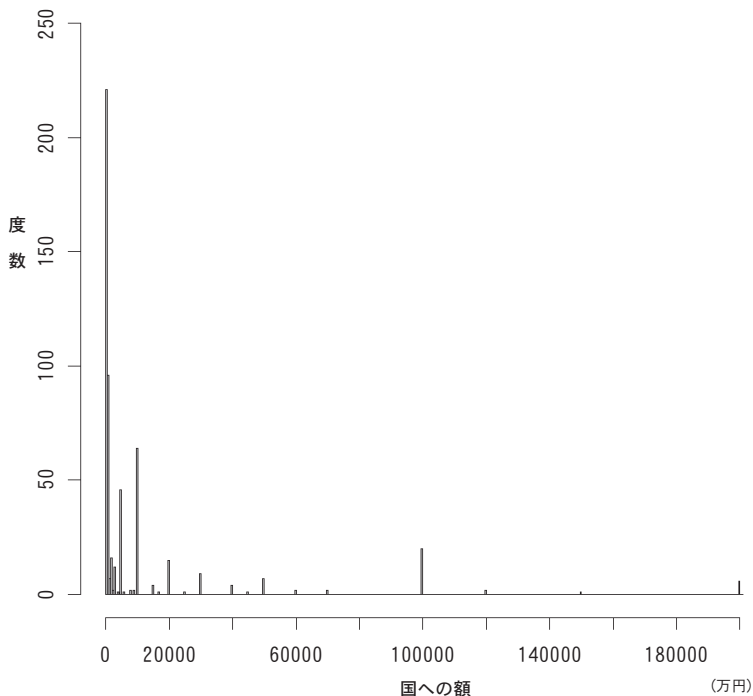


図3 賠償金の一部を国に支払う場合の国への支払い額についてのヒストグラム

指摘がある。そうすると、アメリカにおいては合衆国憲法修正第8条の過重な罰金の禁止条項に抵触するおそれが出てくる (Developments in the Law 1997 : 1535、吉村 2009a : 403-404、靑岡 2012 : 196)。

第二に、被告に課される賠償額が、この制度が存在することでより大きくなる可能性が指摘されている。その理由として例えば、懲罰賠償が州や公的基金に行く場合、懲罰賠償が一般のためになる「よい目的」に使われるので、多少賠償が多くなっても構わないだろうと陪審や裁判官が思うってしまうということが挙げられている。また、懲罰賠償が州の資金になることを意味するので、州の納税者たる陪審や裁判官が州外の当事者に特に大きな額の懲罰賠償を課す可能性も指摘されている (Developments in the

Law 1997 : 1535、吉村 2009a : 403-404、靱岡 2012 : 196)。

日本においても、これと似た制度の導入に関する議論は、ごく一部ではあるが存在する。例えば、消費者法分野において、懲罰賠償を導入した場合の事業者からの賠償金の受け皿として「消費者基金」が提唱されている(松本 2013, 2015)。また、こうした制度は、「お金は社会のために使ってほしい」という被害者感情とも一致する可能性がある。今回の調査票のシナリオの元になった事件の1つである三菱自動車脱輪事件においても、原告は「慰謝料が入ったら、その一部を交通遺児のために使ってほしいと考えています」と述べている(小林 2005a : 183)。

このような理由から、今回の調査票では、この制度に関する質問も置いている。「B社が民事裁判でAさんだけでなく国に対しても損害賠償を支払い、国に支払われた賠償金額は同じような事故やより悲惨な事故の被害者のための基金として使われるという、架空の制度を考えます。この制度が存在する場合には、B社は、Aさんと国に対して、それぞれいくら支払うべきだとあなたは考えますか」という質問である。

表18に、この場合のAさん(原告)と国への支払いの評価額についての記述統計がまとめられている。これを見ると、原告への支払いについては、国への支払いがある場合とない場合とで評価額がほとんど変わっていないことがわかる。国への支払いがない場合は表2にまとめられていたが、そこでの評価額は平均2,177万、中央値1,000万、最頻値1,000万だった。国への支払いがある場合は、表18によると平均2,165万、中央値1,000万、最頻値1,000万である。中央値と最頻値は全く同じで、平均もほとんど値が変わらず統計的にも有意な違いはない(対応のあるt検定で $p=0.831$ )。

すなわち、国への支払いは、原告(被害者)へのものとは完全に別個のものとして回答者は考えており、国への支払いがあるからといって原告への支払いの方をそれにより減らしたりすることは考えていない、と言える。つまり、国への支払いは原告への支払いに純粋に加算される形になっている。これは、被告が支払うべき額の合計で見ると、国への支払いがある場合、

国への支払いがない場合に比べて、額はほぼ確実に多くなることを意味する。

また、国への支払いと原告への支払いを比べた場合、中央値や最頻値は変わらないが、平均や標準偏差は国への支払いの方がずいぶん大きい。これは、一部の回答者が非常に高い評価額を付けていることを意味している。実際、表18の最大値を見ると、200000万（＝20億）円という非常に高い値となっている。図で見てもそれははっきりしており、図3のヒストグラムは、図1以上に山型の最も高いところが左に大きく寄っていることがわかる。

つまり、国への支払いの分については、いくらにすべきか判断がばらつき、非常に高額な支払いが適切であると考える人も出てくるということである。これは、国への支払いについて、いくらにすべきか判断の基準がはっきりしていないことが1つの理由であるのではないかと考えられる。

## (2) シナリオ別の比較

次に、国への支払い額について、シナリオの影響があるか否かを調べる。表19では、表6と同様に、「問題隠し無」と「問題隠し有」のシナリオで、国への支払いの評価額を比較している。すると、国への支払い額に関しては、中央値は1,000万円と全く変わらず、平均や標準偏差もほとんど違いはない（平均はt検定で $p=0.960$ 、標準偏差はLevene検定で $p=0.650$ ）。よって、国への支払い額については、シナリオの影響はほとんどない、ということが言える。

表19 賠償金の一部を国に支払う場合の国への支払い額についてのシナリオ別比較

	平均	中央値	標準偏差	n
問題隠し無	11438	1000	30177	275
問題隠し有	11311	1000	29702	271

注：nは人数。n以外の単位は万円。

「問題隠し無」と「問題隠し有」のシナリオの違いは、シナリオの加害企業に非難に値すると考えられやすい行動があるかどうかである。つまり、国への支払いは、加害企業に非難に値する行動があるから課されるといった性質のものとは、回答者は捉えていないと考えられる。

### (3) 重回帰分析

さらに、損害賠償の目的や、法知識、裁判への態度等が、国への支払い額に与える影響を調べる。表20では、国への支払い額についての重回帰分析の結果を示している。ここでは簡潔にとどめるために、表9と違い、独立変数として投入する変数を様々に変えて比較することはせずに、はじめから全ての変数を投入している。

これを見ると、損害賠償の目的については、「制裁」や「報復感情の満足」は有意な影響を有していない。よって、回答者は、国への支払いは罰のために課されるような罰金とは別の種類のものと考えている可能性が高い。

そして、損害賠償の目的の中では「精神的損害の填補」のみが、国への支払い額に有意な正の影響を持っている。調査票において国への支払い額の使い道は「同じような事故やより悲惨な事故の被害者のための基金として使われる」とされていたので、これが被害者の精神的な救済にも役立つと回答者に捉えられたのではないかと思われる。これは、前述した三菱自動車脱輪事件における被害者の、賠償金は交通遺児のために使ってほしい、という言葉とも整合的な結果だと思われる。

その他に有意な変数は、以下のとおりである。法知識に関して、「民事裁判と刑事裁判があること」は有意な正の影響を持っている。よって、民事と刑事の区別を知らないのが罰金的なものを民事で課することに賛同しているわけではない、ということがわかる。それに対し、「懲罰賠償は認められていないこと」は有意な負の影響を持っている。これは、損害賠償が損害を埋め合わせるためのものであり懲罰賠償は日本では認められていな

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

いという知識を持っている人は、国への支払い額をそこまで大きくはしないことを意味する。その他には、性別が負の有意傾向となっており、女性の方が評価額が小さい傾向にある。

表20 賠償金の一部を国に支払う場合の国への支払い額についての重回帰分析

	非標準化回帰係数 (t 値)	
損害賠償の目的	金銭的損害の填補 (-0.418)	-0.093 (-0.418)
	制裁 (-1.067)	-0.149 (-1.067)
	精神的損害の填補 (3.679)	0.651*** (3.679)
	将来の事件発生の抑制 (-0.129)	-0.019 (-0.129)
	報復感情の満足 (0.846)	0.112 (0.846)
法知識	民事裁判と刑事裁判があること (2.283)	0.338** (2.283)
	損害賠償の支払いは民事裁判であること (0.076)	0.011 (0.076)
	懲罰賠償は認められていないこと (-2.846)	-0.392*** (-2.846)
裁判への態度	民事裁判を利用したいと思うか (1.051)	0.166 (1.051)
	訴訟社会になることが望ましいと思うか (1.392)	0.204 (1.392)
	日本の刑罰は厳しいと思うか (-0.507)	-0.083 (-0.507)
その他	シナリオの種類 (1.620)	0.428 (1.620)
	性別ダミー (-1.944)	-0.552* (-1.944)
	年代 (0.789)	0.078 (0.789)
	大学ダミー (0.288)	0.085 (0.288)
	調整済 R <sup>2</sup>	0.068

注1：従属変数は国への支払い額の自然対数、ただし国への支払い額が0の場合は従属変数も0とした。\*、\*\*、\*\*\*は10%、5%、1%有意をそれぞれ表す。標本サイズは546。定数項は省略しており、括弧内はt値を表す。

注2：各独立変数の意味は表9と同様。

## V. 終わりに

本稿では、損害賠償の目的と、それが損害賠償制度に与える影響について一般人がどう考えているかということに関して、アンケート調査のデータ分析を行った。主な結果は次のようにまとめられる。

- (a) 賠償評価額について：一般人の評価額は、裁判上の相場よりもおそらく高めである。中央値も高めであるが、それ以上に平均や標準偏差が大きく、少数の人が非常に高額に算定する外れ値が存在する。
- (b) 損害賠償の目的の考慮：「金銭的損害の填補」や「精神的損害の填補」は多くの者が考慮する。「制裁」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」は、それよりも少ないものの、それなりに考慮する者がいる。
- (c) 製造会社による問題隠しの有無というシナリオの種類の影響：賠償評価額の平均や標準偏差に影響を与えうるが中央値には影響を与えなかった。つまり、シナリオの種類は、外れ値の人々に与える影響が大きい。これは、シナリオで追加された事情をどう評価するかでばらつくためだと思われる。また、シナリオの種類は、損害賠償の目的のうち、「制裁」や「精神的損害の填補」の考慮に影響を与えていた。
- (d) 損害賠償の目的が賠償評価額に与える影響：「制裁」「精神的損害の填補」の考慮は、評価額の平均を高くする。また、「抑止」「報復感情の満足」の考慮にも同様の可能性がある。しかしより特徴的なのは、「制裁」「精神的損害の填補」「抑止」「報復感情の満足」の考慮が評価額のばらつきを大きくするということである。それに対して、「金銭的損害の填補」の考慮は、評価額のばらつきを小さくする。
- (e) 損害賠償の目的相互の関係：「精神的損害の填補」は「金銭的損害の填補」とも「制裁」や「将来の事件発生の抑制」とも相関があり、精神的損害の填補は、損害填補と、制裁や抑止という、両面の性格を持つ。また、「制裁」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」は密接な関連を持つが、完全に重なり合っているわけではない。

- (f) 損害賠償の目的と法知識の関係：「金銭的損害の填補」「精神的損害の填補」は「民事裁判と刑事裁判があること」などの法知識と正の相関がある。民事裁判と刑事裁判の区別を知っているほどこれらを考慮する、ということで民刑の峻別論を思わせる。それに対して「制裁」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」は「民事裁判と刑事裁判があること」と相関がなく、制裁や抑止を重視する人は民事裁判と刑事裁判の区別を知らないわけではない、ということになる。
- (g) 損害賠償の目的と裁判への態度の関係：民事裁判の利用に積極的になるほど、損害賠償の目的をどれも考慮するようになる。また、訴訟社会を望ましいと思うほど、制裁や抑止などを考慮するようになる。
- (h) 賠償金の一部を国へ支払い社会のために使う制度：国への支払いがあるからといって原告への支払いの方を減らしたりすることはなく、国への支払いは原告への支払いに純粋に加算される形になる。国への支払いについては、いくらにすべきか判断がばらつき、非常に高額な支払いが適切であると考える人も出てくる。国への支払いは、加害企業に非難に値する行動があるから課されるといった性質のものとは捉えられず、被害者の精神的損害の填補に役立つと捉えられている。

以上のような結果は、まず損害賠償の目的論へ示唆を与えるものとなっている。損害填補を目的として強調することには、損害賠償の評価額のばらつきを抑える効果がありうる。それに対して、抑止や制裁を目的として強調すると、損害賠償額のばらつきが大きくなる可能性がある。これは、おそらく損害填補を中心にする場合、損害額と賠償額をイコールにすればよいことが多いので基準としてわかりやすいのに対し、抑止や制裁を中心にする場合は、損害賠償額をいくらにすればよいのかそこまでわかりやすい基準がないからではないかと思われる。

そして、ばらつきが大きくなると、賠償額の予測がつきにくくなりうる。確かに賠償額が平均してどのくらいになるのかという情報があれば、賠償額を事前に期待値として算定することは理論上可能になるため、ばらつき

が大きくても賠償額が予測不能になることはない。しかし、そのような情報を手に入れるのは常に可能とも限らない。仮にそのような情報が手に入ったとしても、賠償額のばらつきが大きい場合には、リスク回避的な当事者に対しては過剰な抑止効果をもたらすことになりうる。

この点が、法と経済学における損害賠償の分析への示唆にもなりうる。法と経済学において損害賠償の分析をする際には、損害賠償額のばらつきといった事態を考慮することは少ないし、また分析を簡単にするためにリスク中立的な当事者を仮定することが多い。しかし、上記のような事情を考えれば、損害賠償額のばらつきやその場合のリスク回避的な当事者のことも考えた分析を行うことも必要ではないかと考えられる。

最後に、今回の調査で不足している点について述べる。まず、今回の調査は、調査会社のモニターに対するもので、地理的範囲も関東地方に限定されており、あくまで予備的なものと位置づけられる。より本格的な調査で結果を検証することが必要である。次に、今回の調査で用いたシナリオは、自動車の欠陥による事故だった。他の状況、例えば他に制裁的慰謝料が議論された薬害事件などをシナリオとして用いた場合に同様の回答が得られるかは不明であり、今後の課題といえる。また、今回のシナリオよりも被害者の受けた損害がもっと重かったら、あるいは本人でなく家族が被害を受けるという場合であったら、結果は変わるのではないかということも考えられる。

さらに、今回のシナリオでは、「同じような事故が全国でこれまで40件起こっているが、まだ民事裁判にはなっていない」という部分については、シナリオのバージョン分けで変化させることはしなかった。しかし、法と経済学において懲罰賠償の根拠となるのはむしろこの部分である<sup>(99)</sup>ので、この部分がシナリオに含まれる場合と含まれない場合で一般人の賠償評価額に違いがあるかを見ることにはかなり意味がある<sup>(100)</sup>。

これらの点を今後の課題として、さらなる実証研究を進めていきたい。



【付記】本稿は科学研究費補助金・基盤研究C（課題番号15K03086）、および若手研究B（課題番号26870447）による研究成果の一部である。また、本稿の内容の一部は、2015年度日本法社会学会九州研究支部研究会、2016年度法社会学会学術大会ミニシンポジウム「紛争解決研究の更なる発展に向けて：法社会学と法と経済学の競争と協働の可能性」で報告した。

### 参考文献

- 会沢恒（2008a）「懲罰的賠償の終焉!?(1)—私人は法を実現できないのか？」  
北大法学論集59(1), 522-499.
- 会沢恒（2008b）「懲罰的賠償の終焉!?(2)—私人は法を実現できないのか？」  
北大法学論集59(3), 1682-1660.
- 会沢恒（2008c）「懲罰的賠償の終焉!?(3)—私人は法を実現できないのか？」  
北大法学論集59(4), 2108-2079.
- 会沢恒（2011）「米国懲罰的賠償制度の近時の動向」法の支配162, 18-27.
- 浅香吉幹（2016）『アメリカ民事手続法 第3版』弘文堂.
- 朝野熙彦（2000）『入門 多変量解析の実際 第2版』講談社.
- 池田康弘・森大輔（2014）「ディカップリング制度の抑止効果：懲罰的損害賠償の制度改革に関する経済分析」熊本法学130, 328-299.
- 川島武宜（1967）『日本人の法意識』岩波書店.
- 北河隆之（2011）『交通事故損害賠償法』弘文堂.
- 木下麻奈子（2010）「日本人の法に対する態度の構造と変容」松村良之・村山眞維編『法意識と紛争行動』東京大学出版会, 3-22.
- 加藤一郎（1974）『不法行為 増補版』有斐閣.
- 窪田充見（2007）『不法行為法—民法を学ぶ』有斐閣.
- 小林秀之（2005a）『裁かれる三菱自動車』日本評論社.
- 小林秀之（2005b）「三菱自動車事件と制裁的慰謝料」法学セミナー606, 107-112.

- 佐伯仁志 (2009) 『制裁論』 有斐閣.
- 潮見佳男 (2009) 『不法行為法 I 第 2 版』 信山社.
- 四宮和夫 (1983) 『事務管理・不当利得・不法行為 (中巻)』 青林書院.
- 四宮和夫 (1985) 『事務管理・不当利得・不法行為 (下巻)』 青林書院.
- 司法制度改革審議会 (2001) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」.
- 瀬川信久 (2012) 「不法行為法の機能・目的をめぐる近時の議論について」  
大塚直・大村敦志・野澤正充編 『淡路剛久先生古稀祝賀 社会の発展と権利の創造—民法・環境法学の最前線』 有斐閣, 349-371.
- 田中英夫編 (1991) 『英米法辞典』 東京大学出版会.
- 溜箭将之 (2008) 「懲罰的賠償とデュー・プロセス」 ジュリスト1361,  
169-177.
- 常松淳 (2009) 『責任と社会：不法行為責任の意味をめぐる争い』 勁草書房.
- 道垣内正人 (1998) 『自分で考えるちょっと違った法学入門 [新版]』 有斐閣, 187-218.
- 所一彦・前田俊郎 (1972) 「刑事事件処理と損害賠償—アンケート調査結果中間報告—」 ジュリスト499, 28-36.
- 日弁連交通事故センター東京支部編 (2015) 『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準』 日弁連交通事故センター東京支部.
- 浜辺陽一郎 (2011) 『弁護士が多いと何がよいのか—外資・ゴネ得・モンスターに負けない社会の作り方』 東洋経済新報社.
- 樋口範雄 (1988) 「制裁的慰謝料論について—民刑峻別の『理想』と現実」  
ジュリスト911, 19-25.
- 樋口範雄 (2008) 『アメリカ契約法 第 2 版』 弘文堂.
- 樋口範雄 (2014) 『アメリカ不法行為法 第 2 版』 弘文堂.
- 平井宜雄 (1984) 「責任の沿革的・比較法的考察—不法行為責任を中心として」 芦部信喜ほか編 『岩波講座 基本法学：5 責任』 岩波書店, 3-

39.

廣瀬毅士・寺島拓幸編（2010）『社会調査のための統計データ分析』オー  
ム社.

廣峰正子（2004）「民事責任における抑止と制裁(1)—フランスにおける民  
事罰概念の生成と展開をてがかりに—」立命館法学2004年(5), 1223-  
1254.

フット, ダニエル・H／太田勝造編（2010）『裁判経験と訴訟行動』東京  
大学出版会.

前田智彦（2009）「法律問題と専門家相談：インターネット調査の可能性」  
太田勝造ほか編『法社会学の新世代』有斐閣, 98-112.

松村良之（1972）「損害賠償に対する一般人の態度」科学基礎論研究11,  
21-25.

松村良之（1973）「損害賠償に対する人々の意識」川島武宜編『法社会学  
講座 8 社会と法 2』岩波書店, 257-271.

松本恒雄（2013）「市場機能を重視した消費者政策—被害救済とコンプラ  
イアンス促進の有機的結合」HQ40, 26-29.

松本恒雄（2015）「現代の消費者政策にみる法律と社会的責任の関係：消  
費者，事業者，行政の新たなトライアングルの形成に向けて」法政研  
究81, 454-484.

三谷仁美（2010）「不法行為における制裁概念の受容—最近の制裁的慰謝  
料請求事案を契機として」島大法学53(4), 127-160.

初岡宏成（2010）「混迷を深めるアメリカの懲罰的損害賠償制度—エクソ  
ン判決（2008年）評釈」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）  
61(1), 87-98.

初岡宏成（2012）『アメリカ懲罰賠償法』信山社.

森大輔（2010）「Amicus curiae（裁判所の友）は合衆国最高裁判事の投票  
を変えられるか？」アメリカ法 2009(2), 290-295.

森大輔（2015）「Chilton, A. & Tingley, D. (2013) “Why the Study of

- International Law Needs Experiment”] 国家学会雑誌128巻9・10号 (2015年), 965-968頁.
- 森田果・小塚荘一郎 (2008) 「不法行為法の目的—「損害填補」は主要な制度目的か」 NBL874, 10-21.
- 吉村顕真 (2009a) 「20世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の改革過程：現代損害賠償法における「懲罰的」要素の意義と課題」 龍谷法学 42(2), 327-465.
- 吉村顕真 (2009b) 「Exxon Shipping Co. v. Baker, 554 U.S. \_\_\_\_ ; 128 S. Ct. 2605 (2008). ——連邦海事コモン・ロー事件において、懲罰的損害賠償額を填補賠償額までとして、その比率を1：1とした合衆国最高裁判所判決」 アメリカ法2009(1), 210-216.
- 吉村顕真 (2010) 「日本不法行為法における民事制裁論の歴史と展望—損害賠償法における『制裁』の実態に着目して—」 龍谷法学43(2), 198-293.
- 吉村顕真 (2012) 「アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の判例法史—判例法史から見る『懲罰』の理論と課題—」 青森法政論叢13, 1-19.
- 我妻榮 (1988) 『事務管理・不當利得・不法行為 復刻版』 日本評論社.
- Abraham, K.S. (2007) *The Forms and Functions of Tort Law* 3rd ed. Foundation Press.
- Chilton, A. & Tingley, D. (2013) “Why the Study of International Law Needs Experiment.” *Columbia Journal of Transnational Law* 52, 176-239.
- Cohen, T. (2005) “Punitive Damage Awards in Large Counties, 2001.” *Bureau of Justice Statistics Selected Findings*.
- Collins Jr., P. M. (2008) *Friends of the Supreme Court: Interest Groups and Judicial Decision Making*. Oxford University Press.
- Cooter, R.D. & T.S. Ulen (2004) *Law and Economics* 4th ed. Addison Wesley. (太田勝造訳『法と経済学 新版』 商事法務研究会, 1997年

(邦語訳は第2版のもの)。

- Developments in the Law (1997) “Jury Determination of Punitive Damages.” *Harvard Law Review* 110, 1408-1536.
- Developments in the Law (2000) “The Path of Civil Litigation.” *Harvard Law Review* 113, 1752-1875.
- Eisenberg, T., P. L. Hannaford, M. Heise, N. LaFountain & B. Ostrom (2006) “Juries, Judges, and Punitive Damages: Empirical Analyses Using the Civil Justice Survey of State Courts 1992, 1996, and 2001 Data.” *Journal of Empirical Legal Studies* 3, 263-295.
- Gotanda, J. Y. (2007) “Charting Developments Concerning Punitive Damages: Is the Tide Changing?” *Columbia Journal of Transnational Law* 45, 507-528.
- Greene, W. H. (2011) *Econometric Analysis* 7th ed. Prentice Hall.
- Harvey, A. C. (1976) “Estimating Regression Models with Multiplicative Heteroscedasticity.” *Econometrica* 44, 461-465.
- Ikeda, Y. & D. Mori (2015) “Can Decoupling Punitive Damages Deter an Injurer’s Harmful Activity?” *Review of Law and Economics* 11, 513-528.
- Kötz, H. & G. Wagner (2006) *Deliktsrecht* 10th ed., Wolters Kluwer Deutschland (吉村良一・中田邦博監訳『ドイツ不法行為法』法律文化社, 2011年)。
- Moller, E. K., N. M. Pace & S. J. Carroll (1999) “Punitive Damages in Financial Injury Jury Verdicts.” *Journal of Legal Studies* 28, 283-339.
- Ostrom, B. J., D. B. Rottman & J. A. Goerdts (1996) “A Step above Anecdote: A Profile of the Civil Jury in the 1990’s.” *Judicature* 79, 233-241.
- Polinsky, A. M. & Y.-K. Che (1991) “Decoupling Liability: Optimal Incentives for Care and Litigation.” *RAND Journal of Economics* 22, 562-570.

- Ragin, C. C. (2008) "User's Guide to Fuzzy-Set/Qualitative Comparative Analysis 2.0." Tucson, Arizona: Department of Sociology, University of Arizona. (<http://www.u.arizona.edu/~cragin/fsQCA/software.shtml> 最終アクセス：2015/12/31) (森大輔訳2010 Fuzzy-Set/Qualitative Comparative Analysis ユーザーガイド (<http://park18.wakwak.com/~mdai/qca/software.html> 最終アクセス：2015/12/31))。
- Sanders, S. K. (2013) "Uncle Sam and the Partitioning Punitive Problem: A Federal Split-Recovery Statute or a Federal Tax?" *Pepperdine Law Review* 40, 785-842.
- Shavell, S. (1987) *Economic Analysis of Accident Law*. Harvard University Press.
- Shavell, S. (2004) *Foundations of Economic Analysis of Law*. Belknap Press of Harvard University Press (田中亘・飯田高訳『法と経済学』日本経済新聞出版社, 2010年)。
- Weesie, J. (1998) "sg77: Regression Analysis with Multiplicative Heteroscedasticity." *Stata Technical Bulletin* 42, 28-32.

## 補論：法学の知識のある者との比較

本稿で検討した一般人に対するアンケート調査とフェイスシート部分以外は同じ内容で、熊本大学の法学部生に対してもアンケート調査を行った。調査は2015年4月に行い、対象は熊本大学法学部の「法社会学Ⅰ」受講者128人であった。一般人と同様に、「問題隠し有」と「問題隠し無」のシナリオの2バージョンの調査票を作成し、どちらのバージョンが配布されるかは無作為になるようにした。

これまで検討してきたアンケート調査は調査対象が一般人なのに対し、こちらの調査は法学をある程度学習した人々<sup>(101)</sup>を対象にしているため、

比較することで、法学の学習の効果のようなものが推察できる可能性がある<sup>(102)</sup>。ただし、この調査は標本抽出を行っていないので代表性はなく、以下の分析はあくまで今後のための参考資料程度にとどまる。そこでここでは、補論という形で、この法学部生に対するアンケート調査の結果を示す。本論で検討した一般人に対するアンケート調査に対応する結果すべてを示すのではなく、冗長にならないように、中心的な話題である賠償評価額や損害賠償の目的に関する結果の一部のみに絞って提示する<sup>(103)</sup>。

まず、賠償評価額については、表21に一般人と比較する形で示されている。これを見ると、以下のことがわかる。第一に、平均は一般人に比べてかなり小さく、中央値も一般人に比べて小さい。本論では、損害賠償の額の見積もりを548万円程度としたが、それに一般人よりも近いと言える。

第二に、評価額のばらつき（標準偏差）が一般人に比べてかなり小さくなっている。第三に、平均に比べて中央値・最頻値が小さいことから、外れ値がデータに少数混じっているというデータの構造は一般人と同様だと思われる。以上から、第一の点で述べた、平均が小さくなっているということは、特に外れ値が一般人に比べて極端な大きさではなかったことが影響していると思われる。最大値を見ても、10,000万（＝1億）で、一般人よりもかなり小さくなっている。

次に、損害賠償の目的については、表22に記述統計が示されている。考慮の度合いが一般人よりも高いのは「金銭的損害の填補」である。平均を比較すると一般人よりも高いことがわかるし、割合を見ると、法学部生ではほぼすべての人が「ある程度考慮した」か「考慮した」を選んでいることがわかる。「精神的損害の填補」は、法学において「金銭的損害の填補」と並んで損害賠償の主要な目的とされることが多いものの、今回の調査では、一般人と比較して考慮の度合いは高くはならなかった。「制裁」「将来の事件発生の抑制」「報復感情の満足」というそれ以外の損害賠償の目的は、平均を比較すると、すべて一般人よりも考慮の度合いが低かった。

「問題隠し無」と「問題隠し有」のシナリオ別で賠償評価額を比較した

のが、表23である。一般人の場合と違い、評価額の平均、中央値、標準偏差のいずれも統計的に有意な違いはなかった<sup>(104)</sup>（それぞれ t 検定  $p=0.539$ 、Mann-Whitney の U 検定  $p=0.733$ 、Levene 検定  $p=0.188$ ）。

一般人と法学部生について、シナリオ別で比較する場合、一般人で「問題隠し無」、一般人で「問題隠し有」、法学部生で「問題隠し無」、法学部生で「問題隠し有」の4グループを見比べることになる。このような多グループについて、平均や中央値、ばらつき、外れ値などを同時に比較する際には、図4のような箱ひげ図を利用すると比較しやすい<sup>(105)</sup>。この図を見ると、まず太線で表される中央値は、どのグループでもほとんど変わらない。また、箱の縦幅やひげの長さで表されるデータのばらつきは、一般人の場合「問題隠し有」の方が大きいですが、法学部生にはそうした特徴は見られない。さらに、丸い点で表される外れ値は、一般人の方が法学部生よりも極端に大きいものが存在する。また外れ値については、一般人の場合は「問題隠し有」の方が「問題隠し無」よりも極端に大きいものがあるのに対し、法学部生の場合はそうしたシナリオによる違いはない。

損害賠償の目的と賠償評価額との関係については、まず表24と表25では5つの目的それぞれを別個にしたままで調べている<sup>(106)</sup>。これを見ると、一般人ほど明確ではないものの、法学部生においても、「制裁」「将来の事件発生抑制」「報復感情の満足」を考慮するほど、賠償評価額の平均が高くなる傾向が見られる<sup>(107)</sup>。賠償評価額のばらつき（標準偏差）については、将来の事件発生抑制を考慮するほど大きくなる傾向があり、金銭的損害の填補を考慮するほど小さくなる傾向がある。

損害賠償の各目的の影響を同時に考える重回帰分析の結果でも、以上のような傾向が見られる。表26は、賠償評価額の平均だけでなく、ばらつきに与える影響まで検討できる乗法的不均一分散回帰分析の結果を記している。これを見ると「制裁」「将来の事件発生抑制」「報復感情の満足」を考慮するほど、賠償評価額の平均が高くなることがわかる。また、「将来の事件発生抑制」や「報復感情の満足」を考慮するほど賠償評価額のば



らつきが大きくなり、「金銭的損害の填補」を考慮するほど賠償評価額のばらつきが小さくなる。他にシナリオの種類が「問題隠し有」の方がばらつきは大きくなり<sup>(108)</sup>、性別が女性の方がばらつきは小さくなる。これらは一般人の場合と似た結果になっている。しかし、「精神的損害の填補」は評価額の平均にもばらつきにも有意な影響を与えていない点など、一般人の場合と若干の違いも存在している。

最後に、賠償金の一部を原告ではなく国に支払い、その分は同じような事故の被害者等のための基金として使われるという制度を導入した場合の国への支払い額について、表27にまとめられている。一般人と比較すると、次のようなことが言える。第一に、意外なことだが、一般人に比べて、国への支払い額は平均も中央値も大きくなっている。平均は一般人が11,375万円なのに対して法学部生は26,388万円、中央値は一般人が1,000万円なのに対して法学部生は2,000万円と、どちらも2倍強の額となっている。第二に、国への支払い額の評価のばらつきも、一般人に比べて大きくなっている。標準偏差が法学部生の方がかなり大きく、最大値で見ても法学部生の方が大きい。この点も、これまでの通常の損害賠償における一般人と法学部生の関係とは逆になっており、意外な結果である。

通常の損害賠償の場合の原告への賠償評価額と、この制度の場合の原告への賠償評価額を比較してみる。すると、平均は前者が1,383万円で後者が1,153万円、中央値は前者が800万円と700万と、いずれも後者の方が小さくなっており、これらの差は統計的に有意である（対応のある t 検定  $p=0.023$ 、Wilcoxon の符号付き順位和検定  $p=0.000$ ）。つまり、法学部生の場合には、国へ支払うようになると原告への支払い額を減らすようになっているといえる。この点は一般人と異なり、一般人の場合には、差は統計的には有意でなく、国へ支払うようになったからといって原告への支払い額を増減するというにはなっていない。

表21 賠償評価額についての記述統計

	平均	中央値	最頻値	最小値	最大値	標準偏差	N
一般人	2177	1000	1000	50	40000	3810	546
法学部生	1377	800	1000	0	10000	1715	128

注：Nは人数。N以外の単位は万円。

表22 損害賠償の目的についての記述統計

	1 考慮しなかった	2 あまり考慮しなかった	3 どちらともいえない	4 ある程度考慮した	5 考慮した	計	平均
金銭的損害の填補	1 0.8%	0 0%	0 0%	16 12.5%	111 86.7%	128 100.0%	4.84
制裁	18 14.1%	30 23.4%	19 14.8%	40 31.3%	21 16.4%	128 100.0%	3.13
精神的損害の填補	7 5.5%	7 5.5%	13 10.2%	57 44.5%	44 34.4%	128 100.0%	3.97
将来の事件発生の抑制	18 14.1%	41 32.0%	24 18.8%	34 26.6%	11 8.6%	128 100.0%	2.84
報復感情の満足	27 21.1%	26 20.3%	26 20.3%	40 31.3%	9 7.0%	128 100.0%	2.83

注：パーセントについては、四捨五入しているので合計が100.0%にならないものもある。

表23 賠償評価額についてのシナリオ別比較

	平均	中央値	標準偏差	n
問題隠し無	1475	700	1908	61
問題隠し有	1288	800	1526	67

注：nは人数。n以外の単位は万円。

不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

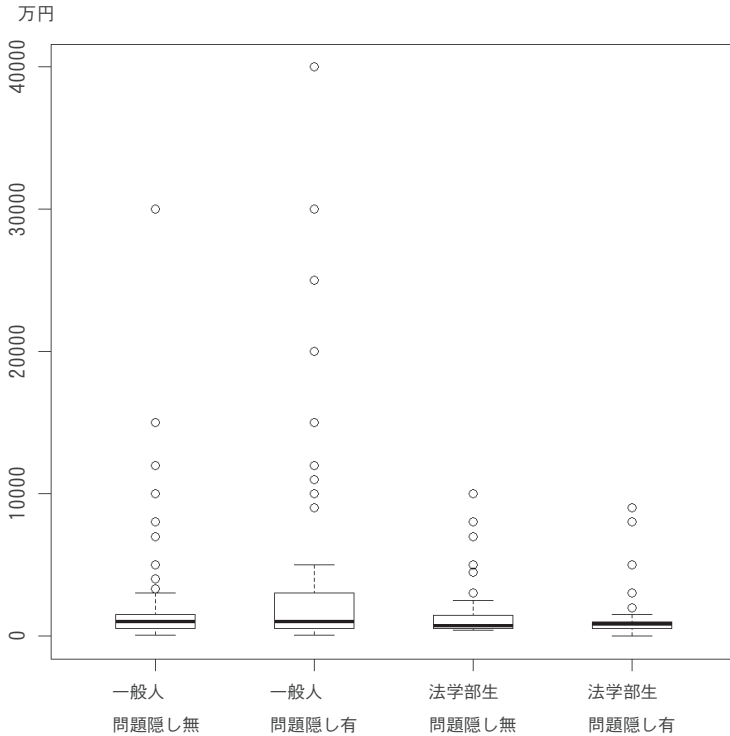


図4 賠償評価額についての一般人と法学部生のシナリオ別比較

表24 損害賠償の目的の考慮の度合いと賠償評価額の平均・標準偏差

	制裁		精神的損害の 填補		将来の事件 発生の抑制		報復感情の 満足	
	平均	標準 偏差	平均	標準 偏差	平均	標準 偏差	平均	標準 偏差
考慮しなかった	949	906	486	66	927	722	1120	1494
どちらともいえない	1586	2131	2104	2768	1613	2058	1429	1952
考慮した	1648	1996	1407	1622	1842	2250	1627	1799
p値	0.043	0.018	0.000	0.000	0.018	0.000	0.305	0.288

注：p値は、平均についてはWelch検定（報復感情の満足のみt検定）、標準偏差についてはLevene検定のもの。p値以外の単位は万円。

表25 金銭的損害の填補の考慮の度合いと賠償評価額の平均・標準偏差

	平均	標準偏差
ある程度考慮した	2192	2674
考慮した	1272	1515
p 値	0.197	0.010

注：p 値は、平均についてはWelch検定、標準偏差についてはLevene検定のもの。  
p 値以外の単位は万円。

表26 賠償評価額についての乗法的不均一分散回帰分析

		係数	標準誤差
平均	金銭的損害の填補	- 235.690	188.000
	制裁	103.002**	51.538
	精神的損害の填補	8.837	43.992
	将来の事件発生の抑制	183.500**	79.557
	報復感情の満足	102.536*	52.401
	シナリオの種類	138.116	126.882
	性別ダミー	- 158.803	130.842
	学年ダミー	- 10.342	191.994
分散の 自然対 数	金銭的損害の填補	- 0.643**	0.271
	制裁	0.137	0.115
	精神的損害の填補	0.011	0.130
	将来の事件発生の抑制	1.085***	0.113
	報復感情の満足	0.278***	0.107
	シナリオの種類	0.847***	0.261
	性別ダミー	- 1.130***	0.257
	学年ダミー	0.301	0.387
	VWLS R <sup>2</sup>	0.230	

注1：従属変数は賠償評価額。\*、\*\*、\*\*\*は10%、5%、1%有意をそれぞれ表す。  
標本サイズは127。定数項は省略している。

注2：学年ダミーは1 = 4年生・0 = 3年生である。他の独立変数の意味は表9と同様。

表27 賠償金の一部を国に支払う場合の国への支払い額についての記述統計

	平均	中央値	最頻値	最小値	最大値	標準偏差	N
原告	1153	700	1000	0	10000	1344	127
国	26388	2000	1000	0	500000	79597	127

注：Nは人数。N以外の単位は万円。

## 付録：民事裁判の損害賠償制度についての調査票

※実際の調査では、以下に掲載した調査票を、ブラウザ用にフォーマット面で修正したものを用了。

### 民事裁判の損害賠償制度についてのおたずね

私たちは、人と社会と法の間を研究している法学・経済学研究者です。

この調査は、民事裁判での損害賠償についての皆様のご感覚を調べるためのものです。この研究調査によって、よりよい損害賠償の制度の提言を行うための示唆を得たいと考えています。

以下の質問は、皆様の素直なご感覚やご意見をうかがうものですので、必ずしも正解といったものがあるわけではありません。また、いただいた調査結果は回答者個人が特定されることのない形で統計的に処理されますので、回答に際しては、考え過ぎることなく、お気軽にお答えいただければと存じます。

所要時間は、15分程度となります。なにとぞ、ご協力のほどお願い申し上げます。

森 大輔（熊本大学准教授）

池田康弘（熊本大学准教授）

### I. 以下の仮想事例を読んで、それに関連する質問にお答えください。

30歳の男性会社員Aさんは、国産自動車メーカーB社の製造した乗用車を運転中に、事故を起こしました。乗用車の前輪が突然外れてコントロールを失い、ガードレールに衝突したのです。乗用車は破損し、修理に50万円かかりました。

Aさんは事故で骨折し、後遺症は残らなかったものの、完治まで三ヶ月（入院一ヶ月と通院二ヶ月）が必要でした。治療費は、入院費など全てを含めて300万円かかりました。また、Aさんはこの三ヶ月間は仕事を休ま

論 説

ざるをえませんでした。その結果、三ヶ月間分の給料100万円が得られませんでした。

Aさんの運転にはまったく落ち度はありませんでした。事故の原因を詳しく調べたところ、乗用車の前輪と車軸とをつなぐ部分の強度に、設計上の問題があることがわかりました。さらに、B社製の乗用車でAさんと同じような事故が全国でこれまで40件起きており、まだ民事裁判にはなっていないということもわかりました。

B社は、Aさんの事故以前からこの設計上の問題を知っていたものの、問題を隠し、リコール（無償回収・修理）等の対応をしていませんでした。そしてB社は、ユーザーの整備不良がこうした事故の原因であるという虚偽の報告を、役所に対しておこなっていました。最近こうした事実が明るみに出て、B社の経営者はこの虚偽の報告を行ったことに対して刑事上の責任を問われ、その結果として20万円の罰金を国に対して支払っています。

Aさんは、B社に対して損害賠償の支払いを求めて民事裁判を起こしました。なお、民事裁判の費用や弁護士の費用は、0円だとします。

問1 B社は、民事裁判でAさんに損害賠償として、全部で何円を支払うべきだと思いますか。

※法律上いくら支払うことになっているかということではなく、「あなたの感覚ではいくら支払うのが適当と感じるか」を基準にして答えてください。答えは数字で記入してください。

※億の単位、万の単位どちらか一方のみの記入も可能です。また、「0」も記入可能です。

--	--	--	--

 億

--	--	--	--

 万円

問2 問1の金額をいくらにするか決める際に、以下の要素はどの程度考慮しましたか。(a)～(e)のそれぞれについて、当てはまる数字を1つずつ選んでください。

(a) Aさんの受けた金銭的な損害を埋め合わせること

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

考慮した            ある程度考慮した    どちらともいえない    あまり考慮しなかった    考慮しなかった

(b) B社に罰を与えること

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

考慮した            ある程度考慮した    どちらともいえない    あまり考慮しなかった    考慮しなかった

(c) Aさんの受けた苦痛や悲しみなどの精神的な損害を埋め合わせる  
こと

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

考慮した            ある程度考慮した    どちらともいえない    あまり考慮しなかった    考慮しなかった

(d) 今回のような事件が起こると損害賠償が課されるということを示  
すことで、将来同じような事件が起こるのを抑制すること

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

考慮した            ある程度考慮した    どちらともいえない    あまり考慮しなかった    考慮しなかった

(e) Aさんの報復感情を満足させること

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5

考慮した            ある程度考慮した    どちらともいえない    あまり考慮しなかった    考慮しなかった

論 説

問3 B社が民事裁判でAさんだけでなく国に対しても損害賠償を支払い、  
国に支払われた賠償金額は同じような事故やより悲惨な事故の被害者  
のための基金として使われるという、架空の制度を考えます。

この制度が存在する場合には、B社は、Aさんと国に対して、そ  
れぞれいくら支払うべきだとあなたは考えますか。

※法律上いくら支払うことになっているかということではなく、「あな  
たの感覚ではいくら支払うのが適当と感じるか」を基準にして答えて  
ください。答えは数字で記入してください。

※億の単位、万の単位どちらか一方のみの記入も可能です。また、「0」  
も記入可能です。

Aさんに対して

				億					万円
--	--	--	--	---	--	--	--	--	----

国に対して

				億					万円
--	--	--	--	---	--	--	--	--	----

問4 あなたは、以下に書かれた事実をどの程度知っていましたか。(f)  
～(h)のそれぞれについて、当てはまる数字を1つずつ選んでください。

(f) 裁判には、私人同士が争う民事裁判と、被告人と検察官が争う刑  
事裁判の2種類があるということ

1 ————— 2 ————— 3 ————— 4 ————— 5 ————— 6

よく知っていた      知っていた      ある程度知っていた      あまり知らなかった      知らなかった      まったく知らなかった







不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

問9 あなたは、交通事故の当事者になったことがありますか。当てはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 ある      2 ない

問10 あなたは、損害賠償や示談金の交渉をしたことがありますか。当てはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 ある      2 ない

質問は以上です。

なお、このアンケートについて、ご意見・コメント等がありましたら、以下の四角の中にご自由にお書きください。

注

- (1) 抑止と制裁は強く結びついており、区別をせずに論じられることも多い（明示的な区別をしているものとして常松2009：145）。人々が不法行為を行うことを思いとどまるのは、損害賠償という不利益を課される可能性があるからで、つまり制裁（あるいは制裁の脅し）が存在しているからである。法と経済学の著名な研究者で巡回区控訴裁判所の裁判官でもある Richard Posner も、制裁は抑止を達成するための目的であると述べている。Kemezy v. Peters, 79 F.3d 33, 34 (7th Cir. 1996) (Posner, C.J.)。
- (2) 「目的」という言葉の他に「機能」という言葉が使われることもある。事実に関する記述の場合には「機能」、規範的意味を含む場合には「目的」というように言葉を使い分けている場合もある（例えば四宮1983：266、吉村2010：201）が、常松（2009：139）によれば多くの場合は、機能と目的は特に意味を区別せずに使われている。
- (3) 常松（2009）は、法学における、損害賠償の目的の議論の持つこのような意味について、社会学者としての視点から鋭く指摘している。また瀬川（2012）は、このような、不法行為責任の事実上の諸機能のうちどれを、不法行為責任の要件・効果を決める時に視野に入れるべきかという問題を、不法行為制度の「機能論」と呼んでいる。
- (4) 浜辺（2011：175-176）は、日本の損害賠償の目的に関する議論が、社会通念に支えられたものであるのかについて疑問を呈している。
- (5) 加藤（1974：3-4）、我妻（1988：94）参照。これに対して、民刑峻別はドグマだとし日本の学説・判例がそれをあまりにも当然視していることを指摘する論者（平井1984：33）や、民事責任と刑事責任の峻別が近代法の到達点だという認識自体に再検討の余地があると主張する論者（窪田2007：24）もいる。しかし、民刑峻別論は現代の日本の学説においてなお前提として受容されていると指摘されている（常松2009：164）。
- (6) 最判平成9年7月11日民集51巻6号2,573頁。
- (7) こうした説について時代ごとに整理して提示しているものとして廣峰

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

- (2004) 参照。
- (8) 例えば Shavell (1987), Cooter & Ulen (2004), Shavell (2004) 等を参照。
- (9) アメリカの不法行為法に関する概説書である Abraham (2002) では、不法行為法の機能として、矯正的正義、最適抑止、損失の分配、損害填補、社会不満の除去を挙げている。しかし、損害填補は（記述的な）機能ではあっても、（規範的な）目的ではありえないとしている（Abraham 2002：18-19）。
- (10) *Exxon Shipping Co. v. Baker*, 554 U.S. 471, 491 (2008).
- (11) *Restatement (Second) of Torts* § 908 (1) (1979).
- (12) こうしたアメリカの懲罰賠償に対する積極性は、しばしば諸外国との間で軋轢をもたらしたりもしている。例えば Gotanda (2007：514, 518) 参照。
- (13) 懲罰賠償制度の内容だけでなく、そもそもそれが認められるのかといった点も、州によって異なる。例えば、少数ではあるが、懲罰賠償が非常に限定されている州がある。Nebraska 州は、州憲法によって懲罰賠償が禁じられるとされる。また、法律によって特に認められた場合のみとする州もある（4州：Louisiana, Massachusetts, Washington, New Hampshire）。その他にも、懲罰賠償という名前ではあるが実際は填補賠償の範囲に限定する州や、弁護士費用など狭義の訴訟費用では認められないような広義の訴訟費用にその範囲を限定する州などもあるとされる。Exxon, 554 U.S. at 495を参照。
- (14) Exxon, 554 U.S. at 493.
- (15) *Restatement (Second) of Torts* § 908 cmt. b. (1979).
- (16) 不法行為のような事案には懲罰賠償が認められうる一方で、契約に関する事案には、たとえ契約違反がなされていたとしても、基本的には懲罰賠償は認められない。これについて、契約を破る自由という観点から説明するものとして、樋口 (2008：43-62) 参照。
- (17) *Pacific Mutual Life Ins. Co. v. Haslip*, 499 U.S. 1, 15 (1991); Exxon, 554 U.S. at 495.
- (18) *Restatement (Second) of Torts* § 908 (2) (1979).
- (19) イングランドに始まる懲罰賠償の額に対する司法審査については、Honda

- Motor Co. v. Oberg, 512 U.S. 415, 421-26 (1994) 参照。
- (20) 評決額が過大である場合には、不利益変更させられる勝訴原告の同意を得て、賠償額を合理的な額まで減額する「remittitur」という手続がある。同意が得られない場合には、再審理を命じることとなる。浅香 (2016: 157) および田中編 (1991) の remittitur の項参照。
- (21) 目的 (purpose, goal, aim) 以外に機能 (function) という言葉が使われることもある。この場合も、これらで意味は使い分けられていない場合が多い。
- (22) 歴史的には上記の他にも、賠償されない損害に対する賠償の確保という役割があることが指摘されてきた。これは、填補賠償の範囲が関係している。アメリカでは、伝統的に通常の填補賠償は、有形的な損害に限定されていた。そのため非有形的損害に対する賠償を確保するためには、填補賠償を超えた賠償を認める懲罰賠償制度が必要とされたのであった。しかし、時代とともに填補賠償の範囲が拡大され、こうした懲罰賠償の役割は後退していった。Cooper Industries, Inc. v. Leatherman Tool Group, Inc., 532 U.S. 424, 437-38 n.11 (2001); Exxon, 554 U.S. at 491-92. けれども現在でも、賠償されない損害の存在を理由とした懲罰賠償制度の意義が指摘されることがある。算定が困難な非有形的損害の存在や客観的な証拠の欠如などによって、常に填補賠償が完全なる損害の賠償を実現するわけではないからである。Kemezy v. Peters, 79 F.3d 33, 34 (7th Cir. 1996) (Posner, C.J.).
- (23) State Farm Mut. Automobile Ins. Co. v. Campbell 538 U.S. 408, 416 (2003); Exxon, 554 U.S. at 492-93; Restatement (Second) of Torts § 908 cmt. a (1979). ただし、抑止は懲罰の目的であり、懲罰賠償という形の懲罰を課すことの目的であって、2つは並列に並べられるものではないとの指摘もある。Kemezy, 79 F.3d at 34.
- (24) Restatement (Second) of Torts § 908 cmt. a (1979).
- (25) Kemezy, 79 F.3d at 35.
- (26) Exxon, 554 U.S. at 494.
- (27) Restatement, § 908 cmt. b. また、たとえ被告が損害を与えなかったとしても、

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

殺人が成功しなかったような場合については、被告の違法な目的や意図という観点から懲罰賠償を課しうるともしている。

- (28) Restatement, § 908 cmt. a.
- (29) Exxon, 554 U.S. at 494.
- (30) また、結果としての経済的損害は小さいが特に酷い行為に関しても、懲罰賠償が認められなければ賠償額が少なくなってしまう、そもそも訴えるインセンティブがなくなってしまうとして、名目的賠償を梃子に懲罰賠償を認める必要があることも主張されている。Exxon, 554 U.S. at 494. こうした類型として、名誉棄損や性的侵害が挙げられている。Kemezy, 79 F.3d at 34-35.
- (31) Exxon, 554 U.S. at 494-95; Kemezy, 79 F.3d at 35.
- (32) ただし、一般の人々も懲罰賠償に同様に否定的であるかは、疑問の余地もある。例えば、訴訟行動調査の1つとして2007年に行われた全国民事訴訟一般人調査では、「裁判官は、謝罪をしない法律違反者には懲罰的な損害賠償をさせるべきである」という意見への賛否を5段階で尋ねているが、「賛成である」「どちらかといえば賛成である」が58.3%なのに対し「どちらかといえば反対である」「反対である」は9.4%だった（残りは「どちらともいえない」）。訴訟行動調査のデータは、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）に寄託されている。この調査についてフット／太田編（2010）参照。
- (33) 制裁的慰謝料が議論された判決としてクロロキン薬害事件がある。同事件で東京高等裁判所は、こうした性格を有する慰謝料は、我が国の損害賠償制度の予想するところではないとして、それを否定した。クロロキン薬害訴訟控訴審判決（東京高判昭和63年3月11日判例時報1271号3頁）。制裁的慰謝料については例えば、樋口（1988）参照。
- (34) 三菱自動車脱輪事件（横浜地判平成18年4月18日判例時報1937号123頁）。同事件は今回のアンケート調査のシナリオ作成にあたって参考にしており、Ⅲ、2. で詳しく見る。
- (35) ここで記した問題点については、吉村（2010：252）を参照した。

論 説

- (36) 審議会などの立法過程での懲罰賠償に関する議論について、吉村（2010：242-262）参照。
- (37) Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346, 352 (2007) 参照。
- (38) 以下で見る批判は主に政治的な批判と言えるが、それ以外にも例えば手続的な観点から、刑事の場合よりも低い証明度によって懲罰を課す同制度は問題だとする批判等もある。Developments in the Law (2000：1786-1787) 参照。
- (39) より広く、20世紀のアメリカにおける懲罰賠償制度の改革過程については例えば、吉村（2009a）参照。
- (40) Amgen Inc. v. Connecticut Retirement Plans and Trust Funds, 133 S. Ct. 1184, 1206 (2013) (Scalia, J., dissenting) を参照。
- (41) アメリカの州レベルでのこうした主に立法に関する動きについては、既に我が国でも多く紹介されている。例えば、佐伯（2009：234-240）、会沢（2011：20-22）、笏岡（2012：191-204）。以下の記述は、他に引用する文献を含めこれらの文献にも多くを負っている。
- (42) 例えば、インディアナ州では、懲罰賠償の75%が暴力犯罪被害者補償基金（violent crime victims compensation）に支払われる。Indiana Code x34-51-3-6 (2011)。こうした各州の制度について、吉村（2009a）やSanders（2013）参照。
- (43) また、主に法と経済学の文献においては、通常は一致する被告の支払額と原告の受取額を分離（decoupling）するという一方で、ディカップリングとも呼ばれている。ディカップリングの法と経済学での分析について、Polinsky & Che（1991）、池田・森（2014）、Ikeda & Mori（2015）参照。
- (44) 他にも、懲罰賠償責任において通常民事事件よりも高い証明度を要求する改革や、陪審による算定が賠償額の高額化の原因だとして算定を裁判官に委ねる改革等も見られる。笏岡（2012：199-204）参照。
- (45) 懲罰賠償に関する連邦最高裁の判例の展開についても、我が国で既に多くの紹介がなされている。例えば、会沢（2008a, 2008b, 2008c）、吉村（2012）参照。以下の記述も、他に引用する文献を含め、こうした文献に多くを負って



## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

いる。

- (46) アメリカにおいては、連邦制の下、不法行為法は基本的に州法上の問題である。そして州は、自らの領域における懲罰賠償制度について、連邦憲法上の制約の中で、自由に設定できる (*State Farm*, 538 U.S. at 416)。そのため、懲罰賠償に関し連邦最高裁が取り扱う問題の多くは、州裁判所が課した懲罰賠償の連邦憲法適合性である。それは、州が課した懲罰賠償が、連邦憲法の制約に反するか否かという問題であり、適切な懲罰賠償であるかという視点から判断を下すものではない。以下で述べる、連邦憲法上のデュー・プロセス条項の要請として課される制約を判示した連邦最高裁判決も、主にこの文脈に関するものである。一方で、連邦法に由来し、連邦裁判所が判例法として規律できる分野に関しては、連邦最高裁は適切な懲罰賠償制度という視点から判断を下すこととなる。その例が、後に取り上げる *Exxon* 判決である。
- (47) 懲罰賠償とデュー・プロセスについては例えば溜箭 (2008)。なお懲罰賠償制度について、二重処罰の問題は、アメリカではほとんど問題とされていない。United States v. Halper, 490 U.S. 435, 451 (1989), 佐伯 (2009: 240-242) 参照。また、過大な罰金を禁止する連邦憲法第 8 修正についても、連邦最高裁は適用されない旨判示している。Browning-Ferris Industries of Vermont, Inc. v. Kelco Disposal, Inc., 492 U.S. 257 (1989)。
- (48) *BMW of North America, Inc. v. Gore*, 517 U.S. 559, 574 (1996); *State Farm*, 538 U.S. at 417.
- (49) *State Farm*, 538 U.S. at 417.
- (50) *State Farm*, 538 U.S. at 418. このように、罰を受ける行為についてだけでなく、課される賠償額の大きさについて規制をかける一方で、連邦最高裁は懲罰賠償の質を担保するために手続にも規制を課すようになっている。例えば、当該訴訟当事者 (通常は原告) 以外の者に生じた危害を根拠として懲罰賠償額を算定することを禁じたり、陪審への説示や陪審の評決に対する事実審裁判官および上訴審裁判官の審査を要求したりしている。会沢 (2011: 22-24) 参照。

論 説

- (51) Exxon, 554 U.S. at 497-98.
- (52) Exxon, 554 U.S. at 499. 同判決を紹介する邦語文献としては例えば、吉村 (2009b)、初岡 (2010)。
- (53) 注46で述べたように、本件は、連邦裁判所が判例法によって規律できる海事法の問題であったため、州のそれに対する連邦憲法上の問題（特にデュー・プロセス条項の問題）を審査する事案とは性質を異にする。Exxon, 554 U.S. at 489-90, 501-03.
- (54) Exxon, 554 U.S. at 513. 連邦最高裁はExxon判決以前の判決で、連邦憲法上のデュー・プロセス条項の問題として州の懲罰賠償を扱う場合、填補賠償と懲罰賠償との比率が1対1というのが同条項の限界に近いと示唆する一方で、具体的な数字による制約は課せないとしていた。本件は、連邦法上の問題である海事法の問題であり、具体的な数字による比率を設定する判例法を連邦裁判所が形成することも可能である、というのが法廷意見の立場だった。他方反対意見は、海事法の問題であっても具体的な数値の設定は裁判所が行うべきではなく、連邦議会の立法に委ねられるべき問題だとした。Exxon, 554 U.S. at 516 (Stevens, J., concurring in part and dissenting in part).
- (55) Exxon, 554 U.S. at 499-500.
- (56) Id. 判決ではEisenberg et al. (2006) が引用されている。
- (57) Id. 判決ではCohen (2005), Ostrom et al. (1996), Moller et al. (1999) が引用されている。
- (58) 連邦最高裁は、同じ事案に対して異なる模擬陪審がどのような判断を行うか、懲罰的損害賠償の予測可能性を検証する研究の存在を指摘している。しかし、これらの研究は一部Exxonの支援を受けて行われたものであるとして、連邦最高裁は当該判決でそれに依拠することを明示的に拒否した。Exxon, 554 U.S. at 501 n.17.
- (59) Exxon, 544 U.S. at 500-01.
- (60) Exxon, 544 U.S. at 499.
- (61) 後に触れるこのシナリオの参考にした三菱自動車脱輪事件と違い、Aさんの

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

みでの事故としている。Aさんとは別に事故の被害者がいることにすると、被害者に対するAさんの責任と製造会社の責任が複雑に絡み合ってしまう可能性があるため、それを避けるためにこのようにした。

- (62) 三菱自動車脱輪事件では被害者は死亡したが、このシナリオでは骨折のみとしている。これは、死亡事故の場合、「命の価値」についてどう算定するかといったこと等も絡んできて問題が複雑化するおそれがあるので、それを避けるためである。
- (63) このシナリオは自動車事故に関連するものなので、自動車保険についてシナリオに記載すべきかもしれない。しかし、自動車保険も含めると賠償の計算が回答者にとって複雑になる可能性があり、また分析にあたって自動車保険をどう計算に含めたかを考える必要が出てきてしまう。自動車保険に入っていないと記載すれば問題ないかというと、この場合、一部の回答者が自動車保険に入っていないこと自体をマイナスと評価するおそれもある。そのため今回の調査ではいっそのこと自動車保険には全く触れないことにした。なお、今回のインターネット調査では、各モニターの情報として自動車保有や自動車保険への加入の有無についてのデータも得られており、それを調査票のデータに追加して分析することが可能であったが、確認したところ、これらは統計的に有意な差をもたらしていなかった。
- (64) この事件について詳細は、小林（2005a, 2005b）、三谷（2010）を参照。
- (65) 注34を参照。
- (66) この事件について詳細は、道垣内（1998）を参照。
- (67) 以下の、交通事故における損害に関する記述は北河（2011：89-90）を参照。
- (68) 交通事故の慰謝料には「自賠責基準」「任意保険基準」「弁護士基準（裁判所基準）」の3つの算定基準が存在するとされている。自賠責保険基準は、自動車損害賠償責任保険の支払額に基づく基準で、3つの中で最も額が低い。任意保険基準は、保険会社がそれぞれ設定している基準である。弁護士基準（裁判所基準）は、地裁での実務などをもとにして算出されている基準で、3つの中で最も額が高い。日弁連交通事故センター東京支部編（2015）に、

- 弁護士基準は詳しく掲載されている。
- (69) 正確にはむち打ちのみの場合、後遺症が残った場合など、それぞれの事情に応じて算定は変わるが、今回の調査のシナリオではこうした事情については含めないようにしている。
- (70) ただし、他の事情も勘案して慰謝料が増額される可能性はある。例えば今回の調査のシナリオでは、1つのバージョンでは製造会社が非難される可能性のある事情が付け加わっていたが、それが考慮されて慰謝料が増額されることはありうる。
- (71) 本稿の統計分析は、IBM SPSS Statistics 22, Stata SE 14, R 3.2.2を使用して行った。
- (72) これは、Ⅱ. 1. の言葉では「抑止」に当たるものを調べようとしたものである。ただし、Ⅱ. 1. で見たように、特に法と経済学においては、「抑止」は単に活動を抑制するだけでなく、最適抑止、すなわち効率的な水準に活動を抑制するというさらに限定された意味を持っていた。本稿の調査票では、このような限定された意味での抑止についての質問とはしなかった。それはいくつかの理由がある。第一に、最適抑止の概念を、回答者が理解できるような形でしかも簡潔な質問文にすることが、困難だったからである。第二に、法学における損害賠償の目的について見た場合に、必ずしも抑止が最適抑止という限定された意味で意識的に使用されてはいないことも多いからである。このような理由から、単に「抑止」と略すとミスリーディングになる可能性を考慮して、ここではあえて「将来の事件発生の抑制」と略すことにした。
- (73) 実際に行ったアンケートの調査票では、1（考慮した）～5（考慮しなかった）となっていたが、数字が大きいかほど考慮の度合いが大きくなるようにして分析結果の解釈をしやすくするために、反転して1が「考慮しなかった」で5が「考慮した」となるようにしてある。以下の分析でも、損害賠償の目的の質問について扱う際には、全てこのような反転を行っている。
- (74) 各回答者の1（考慮しなかった）～5（考慮した）の回答を、1を選んだら1点、2を選んだら2点……というように量的な数字とみなしたときの、各

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

回答者の数字を平均したものを指している。このように量的変数として扱うのは次の理由による。まず、付録の質問を見るとわかるように、各数字の間が等間隔だと視覚的に理解できるように5段階の選択肢を並べている。さらに、一般的に言って、4段階（4件法）以上の段階数で、意見の賛否や態度を質問する場合には、量的変数として扱えるということが、社会調査の文献等に記述されている。例えば廣瀬・寺島編（2010：29）参照。

- (75) 損害賠償の目的の時と同様、実際の調査票では1（よく知っていた）～6（まったく知らなかった）で、反転を行っている。
- (76) この質問では、罰を与えるための損害賠償を懲罰的損害賠償と言い換えており、懲罰的損害賠償の定義としては不正確な部分もあるが、質問文を長くしすぎないことや理解を困難にしすぎないことを鑑みて、このような表現を使用していた。
- (77) この法知識に関する3問は、後ろの問題を知っているためには前の問題を知っている必要がある（例えば「損害賠償の支払いは民事裁判であること」を知っているためには通常「民事裁判と刑事裁判があること」を知っている必要がある）という意味で必要条件関係にあると思われる。実際、必要条件関係を分析できる手法である質的比較分析（QCA）を行うとそのことが確かめられる。1、2、3、4、5、6の6件尺度を0、0.2、0.4、0.6、0.8、1というファジィ集合のメンバーシップ度に変換した上で、QCAのソフトfs/QCAで必要条件関係の分析をすると、3問の間の整合度（consistency、ここでは必要条件関係である度合いだと考えればよい）はどれも0.95程度もある（整合度は0が最小で1が最大）。fs/QCAについてはRagin（2008）参照。
- (78) 損害賠償の目的と同様、1（そう思う）～5（そう思わない）からの反転を行っている。また、実際の調査票では、この裁判への態度の3問はそれぞれ「利用したくない～利用したい」「望ましくない～望ましい」「ゆるい～厳しい」と異なる表現の5件法になっていたが、表を簡潔にするために「そう思わない～そう思う」という表現にそろえてある。
- (79) 日本の法社会学においてこれは主要なテーマの1つであり、関連する文献も

枚挙にいとまがない。ここでは、そうした議論で引用されることの多い、川島（1967）のみを挙げておく。

- (80) 訴訟行動調査の全国民事訴訟一般人調査（注32参照）でもほぼ同じ質問があり、「どちらかといえば利用したい」「利用したい」で50%弱となっていた。
- (81) 例えば、木下（2010）は、1976年と2005年の法意識に関する調査を比較し、この30年間で厳罰志向は強くなったと述べている。
- (82) Ⅲ．2．で見たように正確には2バージョンの調査票を均等回収したが、2バージョンの無作為配布と近似的にはみなしてもよいと考えられる。このような、アンケート調査に無作為化比較実験的な要素を取り入れたものは、サーベイ実験（survey experiment）などと呼ばれる。あるいは、最初にシナリオ（ヴィネット）を設けているのでシナリオ実験、ヴィネット実験（vignette experiment）などとも呼ばれる。政治学などの分野で近年こうした調査を用いた研究が行われている。例えば、国際関係や国際法におけるサーベイ実験やその他の実験的手法の利用について紹介したものと、Chilton & Tingley（2013）および森（2015）参照。
- (83) 平均値の差の検定における  $p$  値はそれぞれ、民事裁判と刑事裁判があること（ $p=0.443$ ）、損害賠償の支払いは民事裁判であること（ $p=0.626$ ）、懲罰賠償は認められていないこと（ $p=0.572$ ）、民事裁判を利用したいと思うか（ $p=0.112$ ）、訴訟社会になることが望ましいと思うか（ $p=0.473$ ）、日本の刑罰は厳しいと思うか（ $p=0.611$ ）である。
- (84) 2016年度法社会学会学術大会において、コメンテーターの村松幹二教授（駒澤大学経済学部）から、「問題隠し有」のシナリオ中の、経営者に対する罰金が20万円という低額だったという部分が、調査票でそれより後に出てくる「日本の刑罰は厳しいと思うか」という質問の回答に影響を与えている可能性があるのではないかという、貴重なご指摘をいただいた。この点については、ここで述べたように、罰金に関する内容が含まれる「問題隠し有」と含まれない「問題隠し無」で、「日本の刑罰は厳しいと思うか」という質問の回答の平均値に統計的に有意な差はなかったので、そのような影響はないと

## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

思われることがわかった。

- (85) ここでは、もとは5段階（5件法）だった損害賠償の各目的の考慮の度合いを、簡潔にして見やすくするために3段階に直している。すなわち、「ある程度考慮した」と「考慮した」を統合して「考慮した」と表し、「あまり考慮しなかった」と「考慮しなかった」を統合して「考慮しなかった」と表している。
- (86) 損害賠償の目的同士の間に関係が見られるものがあることをIV. 1. (2)で指摘した。そのため、多重共線性が生じている疑いがあるかもしれない。よって念のためVIF（分散増幅因子）を算出したが、5を超えるような値になる独立変数は（損害賠償の目的以外の変数も含めて）(1)～(4)のいずれのモデルでも存在しなかったため、多重共線性の疑いは少ないと言える。
- (87) IV. 2. のシナリオ別の比較のところで見た、「制裁」と「精神的損害の填補」については、シナリオ間の平均値の差が5%水準で有意になったということも、ほぼ同じことを示している。
- (88) これはHarvey（1976）で提案された以下の回帰式を使用するものである。

$$y_i = \mu_i + \sigma_i e_i$$

ただし $\mu_i = E[y_i] = \beta_0 + \beta_1 x_{i1} + \dots + \beta_k x_{ik}$ で $\sigma_i^2 = \text{Var}[y_i] = \exp(\gamma_0 + \gamma_1 z_{i1} + \dots + \gamma_m z_{im})$ .

これは不均一分散に対処するためのモデルで、誤差項の形から、乗法的不均一分散モデルと呼ばれている。このモデルを解説したものとしてGreene（2011：554-557）も参照。不均一分散への対処がもともとの意図であるが、従属変数の平均に与える影響と分散に与える影響という形で分析結果が出てくることから、従属変数の分散に与える影響を見たい場合に利用されることがある。法学に関連する分野で利用された例としてはCollins（2008：127）がある。これは米国の連邦最高裁においてamicus briefが裁判官の意見に与える影響を分析したものであるが、その際にこのモデルを利用して裁判官の意見のばらつきに与える影響も見ている（ただし、この分析では従属変数は2値なので、プロビット分析を使用している）。なお、Collins（2008）の内容については、森（2010）で紹介を行っている。

論 説

- (89) Stataの`reghv`というコマンドによる分析である。このコマンドについての解説としてWeessie (1998) 参照。
- (90) スピアマンの順位相関係数も算出したが結果は特に変わらなかった。
- (91) これは、民事と刑事が混同されているということで、一部は説明ができるかもしれない。「日本の刑罰の厳しいと思うか」と「民事と刑事の区別」との相関係数は $-0.160$ で、 $1\%$ 水準で有意であるからである。ただ、「民事と刑事の区別」を統制しても、「金銭的損害の填補」と「日本の刑罰の厳しいと思うか」とは、依然として $1\%$ 水準で有意な負の相関（偏相関係数 $-0.148$ ）があり、民事と刑事の区別の知識だけでは説明がつかない。民事と刑事の区別を知った上で、なお日本の刑罰のゆるさと、被害者の金銭的損害の填補の必要性を結びつけて考えている人々がいることになる。
- (92) クラスタ分析はIBM SPSS Statistics 22を用いて行った。SPSSでは、k-means法は「大規模ファイルのクラスタ分析」という名称となっている。
- (93) k-means法では、クラスタ数をいくつにするかを分析者が設定した上で分析を行う。k-means法に限らず、クラスタ分析でクラスタ数をいくつにするかについては絶対的な基準はなく、クラスタ分析外の様々な要素、例えば結果の解釈のしやすさなどをもとに分析者が判断するものとされている（朝野2000：79）。ここでクラスタ数を4にしたのは、解釈のしやすさに加えて、以下の理由からである。すなわち、クラスタ数を3にすると、第1、第2、第3クラスタの人数がそれぞれ112人、111人、323人となり、第3クラスタに人数が偏る。この場合の第3クラスタは、クラスタ数4の場合の第3クラスタ（全部考慮型）と第4クラスタ（制裁・抑止中型位）をほぼ合わせたものになっており、これらのクラスタを区別する意義があると思われたので、クラスタ数を4にした。
- (94) Levene検定において等分散の帰無仮説が有意水準 $5\%$ で棄却されたので、等分散を仮定しない分散分析（Welch検定）と多重比較（Games-Howell法）を行っている。
- (95) ただ、表の平均値や多重比較を見ると、金銭的損害を考慮している度合いも、



## 不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究

他の3クラスタよりも若干低いことがわかる。

- (96) Levene 検定において等分散の帰無仮説が有意水準 5% で棄却されたので、等分散を仮定しない分散分析 (Welch 検定) と多重比較 (Games-Howell 法) を行っている。
- (97) Levene 検定において等分散の帰無仮説が有意水準 5% で棄却されなかったもので、等分散を仮定する分散分析と多重比較 (Tukey 法) を行っている。
- (98) 法と経済学においても、問題点が指摘されている。例えば、このような制度は本来は被告への抑止効果を維持しつつ原告への棚ぼたを取り除くことを意図したもののだが、被告への抑止効果を実際には維持できず弱くなってしまいう可能性がある、という問題点がある。池田・森 (2014) および Ikeda & Mori (2015) 参照。
- (99) 1 件について最適抑止の観点からの損害賠償額が 500 万円だとする。しかし、40 件について裁判が行われずこの分の賠償が課されないなら過小抑止になってしまう。そこで、裁判が起こされた 1 件で他の 40 件分の賠償  $500 \text{万円} \times 40$  も課すことにすれば、最適抑止が維持できる。この  $500 \text{万円} \times 40$  が懲罰賠償に当たる。Shavell (1987: 161-162), Cooter & Ulen (2004: 371-376) 参照。
- (100) この点は、2016 年度法社会学会学術大会において、コメンテーターの村松幹二教授よりご指摘いただいた。
- (101) 調査対象者は大学 3 年生が主で 111 人を占め、4 年生が 16 人、無回答が 1 人だった。つまり、大学入学すぐの者ではなく、ある程度法学を学習した者と言うことができる。
- (102) 一般人と比較した場合、年代が 20 代前半の者に限定されているという点もあるので、比較した結果の違いがこの点による可能性も残るかもしれない。ただ、表 9 などの一般人の分析では年代には統計的に有意な効果が見られなかったもので、それを考えると、年代の影響の可能性は少ないということがある程度は言えると考えられる。
- (103) 一般人に対する調査では意味を持つ変数が、法学部生に対する調査では意味を持たなくなっている場合があることも、この理由の 1 つである。例えば、

「民事裁判と刑事裁判があること」は、法学部生であればほぼすべての人が知っているためばらつきをほとんど持たず、分析の変数として使用することは困難になる。

- (104) ここでの統計的仮説検定の手法の利用は、標本抽出を行った調査において標本で言えることが母集団でも言えるか否かということ調べるためのものではなく、無作為化比較実験において比較した2つの群に現れた違いが、他の要因ではなく群を分けるのに使われた要因によって生じたものであると言えるか否かを調べるためのものである。
- (105) この箱ひげ図は、次のように見る。まず横の太線は、中央値を表している。また、箱の上下は四分位数を表しており、箱の縦幅は四分位範囲（IQR）を表している。また、T型の点線が箱の上下に付いているが、これは「ひげ」と呼ばれ $1.5 \times \text{IQR}$ の範囲を表している。つまり、箱の縦幅とひげを見れば、データのばらつきの大きさがだいたいわかるようになっている。また、ひげの上部にある丸い点は、 $1.5 \times \text{IQR}$ の範囲を超えるような値を持つデータを表しており、外れ値とみなすことのできるデータである。
- (106) 一般人の表8と違い、金銭的損害の填補はほぼ全員（128人中127人）が「ある程度考慮した」か「考慮した」を選んでいるので5段階を3段階に直して分析するのは困難である。そのため、金銭的損害の填補については、「ある程度考慮した」と「考慮した」の比較として表25に別に示すことにした。
- (107) 表24と表25にはp値が記載されていてこれらは統計的に有意だが、標本抽出を行った調査ではないので、あくまで参考程度の数値にとどまる。以降の回帰分析等の統計的仮説検定についても同様のことが言える。
- (108) 先ほどの表23のシナリオ別の比較の際には、シナリオの種類により賠償額の平均も標準偏差も統計的に有意な差がなかったが、損害賠償の目的も考慮したこの回帰分析では、シナリオの種類はばらつきに影響を与えているという結果になった。